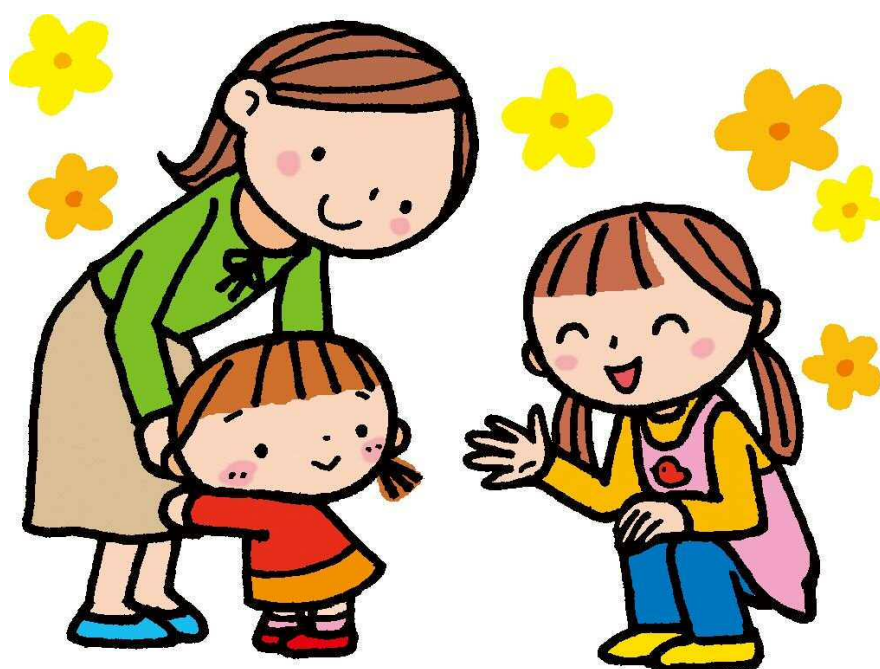


令和 5 年度（2023年度）

2023年 4月～ 2024年 3月

保育園・認定こども園 利用ガイド

～入園のしおり～



え に わ し
恵 庭 市

2023年 5月発行



も く じ

保育園・認定こども園の紹介

	ページ
恵庭市内 保育園・認定こども園一覧	1
保育園・認定こども園MAP	2
①すみれ保育園	3
②島松いちい保育園	4
③認定こども園さくら	5
④えほんの森	6
⑤幼稚舎えるむ	7
⑥恵み野幼稚園	8
⑦ひまわり幼稚園	9
⑧えにわスマイル保育園	10
⑨かしわ幼稚園	11
⑩あいおい子ども園	12
⑪恵庭幼稚園	13
⑫クラーク幼稚園	14
⑬島松幼稚園	15
⑭北海道文教大学附属幼稚園	16
⑮第二かしわ幼稚園	17
⑯恵み野第二幼稚園	18
⑰恵庭保育園	19
⑱しままつスマイル保育園	20
⑲島松もみじ保育園	21
⑳ぴっころきっす	22
企業主導型保育（認可外）	23

入園の手続き・保育料など

令和5年度 入園日等スケジュール	24
入園の手続き	25
入園申込の提出書類チェック表	29
保育料について	30
利用調整について	36
よくある質問 Q&A	38

特別支援保育

39

延長保育、一時保育、地域交流保育

39

休日保育

40

入園後の手続き・ご案内

41

入園後の各種届出について、入園前の各種届出について

ファミリー・サポート・センター

42

子育て支援センター

44

子育て情報は、こちら！

45



恵庭市内 保育園・認定こども園一覧



R5.4月現在

事前の見学をおすすめしています。各保育施設は見学が可能です。希望施設に連絡のうえ見学してください。

保育園クラスの入園お申込み⇒市役所へ	園により施設の特徴、園での過ごし方や保育料以外の実費等が異なる場合があります。
幼稚園クラスの入園お申込み⇒各園へ	園の詳しい内容については各園へお問い合わせください。

(認可外事業所の入所等については園へお申込み、お問い合わせください。)

保育園、認定こども園の認定について				
園の種別	入所年齢	認定区分		
保育園(保育所)	0～5歳	保育園クラス	3歳以上:2号認定 3歳未満:3号認定	保育園クラスのための園
認定こども園	0～5歳	保育園クラス	3歳以上:2号認定 3歳未満:3号認定	幼稚園クラスと保育園クラスが 同じ園の中にある園
	3～5歳	幼稚園クラス	3歳以上:1号認定	

※保育園のクラス年齢は、令和5年4月1日現在の年齢で決まります。

年度途中で誕生日を迎えても保育園クラスのクラス年齢は上がりません。(例:年度途中で3歳になった⇒保育園のクラス年齢は2歳のまま。無償化対象外)

※1号(幼稚園クラス)の教育時間は「子育てガイドブック(えにわか)」に記載の時間です。開園時間・休園日等、詳しくは園にご確認ください。

区分	園名	電話番号	※教育・保育時間		延長保育 18:15～ 19:15	休園日	保育実施年齢	入園申込先	詳細	
	住所									
認可 保育所	すみれ保育園(市立) 柏陽町3-24-1	TEL 0123-3 3-3388	2・3号 保育園クラス	7:15～18:15	○	日曜・祝日 12/29～1/3	生後6か月～就学前	市役所に申込	P3	
	島松いちい保育園 島松本町4-10-1	TEL 0123-3 6-8297	2・3号 保育園クラス	7:15～18:15	○	日曜・祝日 12/29～1/3	生後2か月～就学前		P4	
認定 こども 園	認定こども園さくら 大町1-10-5	TEL 0123-3 2-4382	2・3号 保育園クラス 1号 幼稚園クラス	7:15～18:15 9:15～13:15	○	日・祝・年末年始 園に確認下さい	生後2か月～就学前 3歳～就学前	市役所に申込 園に申込	P5	
	えほんの森 桜町3-9-1	TEL 0123-3 4-0708	2・3号 保育園クラス 1号 幼稚園クラス	7:15～18:15 9:00～14:00	○	日・祝・年末年始 園に確認下さい	生後2か月～就学前 3歳～就学前	市役所に申込 園に申込	P6	
	幼稚園舎るむ 黄金北4-7-8	TEL 0123-3 3-0010	2・3号 保育園クラス 1号 幼稚園クラス	7:15～18:15 9:00～14:00	○	日・祝・年末年始 園に確認下さい	生後2か月～就学前 3歳～就学前	市役所に申込 園に申込	P7	
	恵み野幼稚園 恵み野南4-1-2	TEL 0123-3 6-4862	2・3号 保育園クラス 1号 幼稚園クラス	7:15～18:15 8:30～14:30	○	日・祝・年末年始 園に確認下さい	生後2か月～就学前 3歳～就学前	市役所に申込 園に申込	P8	
	ひまわり幼稚園 黄金南6-2-2	TEL 0123-3 2-0971	2・3号 保育園クラス 1号 幼稚園クラス	7:15～18:15 8:30～14:15	○	日・祝・年末年始 園に確認下さい	生後2か月～就学前 3歳～就学前	市役所に申込 園に申込	P9	
	えにわマイル保育園 末広町32	TEL 0123-3 4-2796	2・3号 保育園クラス 1号 幼稚園クラス	7:15～18:15 9:00～14:00	○	日・祝・年末年始 園に確認下さい	生後2か月～就学前 3歳～就学前	市役所に申込 園に申込	P10	
	かしわ幼稚園 柏陽町3-14	TEL 0123-3 2-5180	2・3号 保育園クラス 1号 幼稚園クラス	7:15～18:15 8:30～14:15	○	※1 園に確認下さい	生後6か月～就学前 3歳～就学前	市役所に申込 園に申込	P11	
	あいおい子ども園 相生町1丁目8-1	TEL 0123-3 2-3378	2・3号 保育園クラス 1号 幼稚園クラス	7:15～18:15 9:15～14:15	○	日・祝・年末年始 園に確認下さい	生後2か月～就学前 3歳～就学前	市役所に申込 園に申込	P12	
	恵庭幼稚園 大町4-1-11	TEL 0123-3 3-2541	2・3号 保育園クラス 1号 幼稚園クラス	7:30～18:30 8:30～14:30	延長なし	日・祝・年末年始 園に確認下さい	生後6か月～就学前 3歳～就学前	市役所に申込 園に申込	P13	
	クラーク幼稚園 住吉町3-9-1	TEL 0123-3 3-2527	2号 保育園クラス 1号 幼稚園クラス	7:15～18:15 10:00～14:00	○	日・祝・年末年始 園に確認下さい	3歳児～就学前 3歳～就学前	市役所に申込 園に申込	P14	
	島松幼稚園 南島松27	TEL 0123-3 6-6655	2号 保育園クラス 1号 幼稚園クラス	7:15～18:15 8:30～14:30	○	日・祝・年末年始 園に確認下さい	3歳児～就学前 3歳～就学前	市役所に申込 園に申込	P15	
	北海道文教大学附属幼稚園 漁町396	TEL 0123-2 9-6317	2・3号 保育園クラス 1号 幼稚園クラス	7:15～18:15 8:45～13:45	○	日・祝・年末年始 園に確認下さい	生後6か月～就学前 3歳～就学前	市役所に申込 園に申込	P16	
	第二かしわ幼稚園 中島町5-11-33	TEL 0123-3 3-9411	2・3号 保育園クラス 1号 幼稚園クラス	7:30～18:30 8:30～14:30	延長なし	※1 園に確認下さい	1歳～就学前 3歳～就学前	市役所に申込 園に申込	P17	
	恵み野第二幼稚園 恵み野東1-6-11	TEL 0123-3 7-1455	2・3号 保育園クラス 1号 幼稚園クラス	7:30～18:30 8:30～14:30	延長なし	※1 園に確認下さい	1歳～就学前 3歳～就学前	市役所に申込 園に申込	P18	
	地域 型 保育	恵庭保育園 大町4-1-11	TEL 0123-3 3-2541	3号 保育園クラス	7:30～18:30	延長なし	日曜・祝日 12/29～1/3	1・2歳児	市役所に申込	P19
		しままつマイル保育園 島松東町2-1-1	TEL 0123-29 -3298		7:15～18:15	○	日曜・祝日 12/29～1/3	生後2か月～2歳児		P20
		島松もみじ保育園 南島松6-1	TEL 0123-2 1-9007		7:15～18:15	○	日曜・祝日 12/29～1/3	生後6か月～2歳児		P21
		ぴっころきっず 中島町6丁目2-1	TEL 0123-2 1-8560		7:15～18:15	○	日曜・祝日 12/29～1/4	生後2か月～2歳児		P22

休園日 ※1 日曜・祝日、12/29～1/3、8/13～8/16

企業主導型保育事業所(認可外) (認可外事業所の入所等については園へお申込み、お問い合わせください。)								詳細
恵庭ひだまり保育園 大町4-2-27	TEL 0123-2 1-9940	-	7:30～18:30	延長なし	日曜・祝日 12/29～1/3	生後10か月～2歳児	園に申込	P23



Eniwa city
 保育園、
 認定こども園
 MAP



園 名		① すみれ保育園			
園 の 写 真					
住 所	柏陽町3丁目24-1				
電 話 / FAX	☎ 0123-33-3388 fax 0123-29-7050				
最寄り駅・停留所等	☆JR千歳線 恵み野駅西口（徒歩12分） ☆エコバス 柏陽町4丁目（徒歩2分）				
設 置 者	恵庭市				
定 員	90名				
保 育 実 施 年 齢	生後6ヶ月～就学前				
保 育 時 間	7:15～18:15 延長保育 18:15～19:15				
子 育 て 支 援 事 業	☆一時保育 ☆地域交流保育				
設 置 ・ 改 築	昭和55年4月1日開園				
施 設 面 積	敷地 2,950.18㎡ / 建物 664.80㎡				
紹 介	<p>園の周辺は比較的静かな住宅街の中に位置しており、園から少し足を延ばすと自然豊かな公園が散在し、四季を通して子どもたちの格好の遊び場となっています。また、他機関と連携し子どもの命を守り情緒の安定を図りながら、養護と教育を一体に行います。働く保護者を支えつつ、保育内容の充実に努めます。園行事は個々の発達に配慮し、楽しい内容で実施しています。</p>				
そ の 他	制 服	な し	3歳以上児の 主食提供	な し	
施 設 略 図					

認可保育所（私立）

園 名 **② 島松いちい保育園**



住 所 島松本町4丁目10-1

電 話 / FAX ☎ 0123-36-8297 fax 0123-36-8400

最寄り駅・停留所等 ☆JR千歳線 島松駅（徒歩10分） ☆エコバス 島松公民館（徒歩3分）

設 置 者 社会福祉法人 水の会（平成28年4月 恵庭市より移管）

定 員 90名

保 育 実 施 年 齢 生後2ヶ月～就学前

保 育 時 間 7：15～18：15 延長保育 18：15～19：15

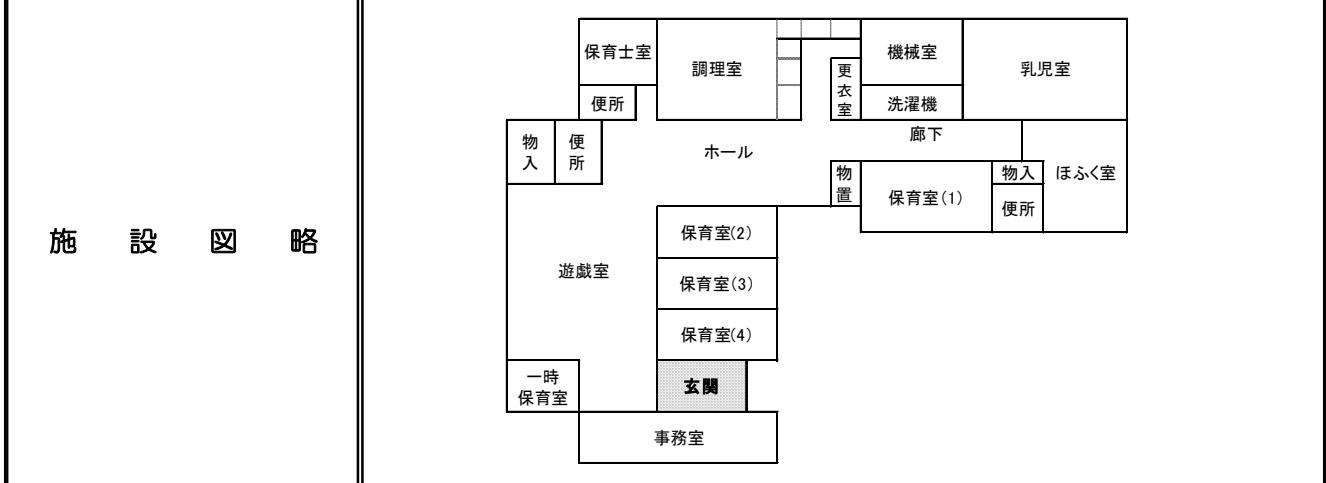
子 育 て 支 援 事 業
 ☆一時保育
 ☆地域交流保育

設 置 ・ 改 築 昭和47年2月1日開園（旧なのはな保育園）、平成23年10月に移転新築

施 設 面 積 敷地 2,605.98㎡ / 建物 1,011.19㎡

紹 介
 JR島松駅より約800m北東、徒歩約10分の島松環状線に面した住宅街の中に位置し、付近には島松公民館があります。園の横には広い面積のかつら公園があり、少し足をのばせば四季折々でいろいろな表情を見せる田園風景の広がる、豊かな自然と良好な環境の中に保育園はあります。私たちは、こうした環境の特性を生かしながら、子どもの視点に立って保育を行うことを大切にしています。また、当園では完全給食を実施しています。3歳以上の子ども達にも温かい炊き立てのご飯(有料)を提供しています。

そ の 他	制 服	な し	3歳以上児の 主食提供
			あり



園 名		③ 認定こども園さくら																																	
園 の 写 真																																			
住 所	大町1丁目10-5																																		
電 話 / FAX	☎ 0123-32-4382 fax 0123-32-4392																																		
最寄り駅・停留所等	☆エコバス 豊栄神社・かしのもり（徒歩7分） ☆JR千歳線 恵庭駅西口・恵み野駅西口（徒歩30分）																																		
設 置 者	学校法人 高陽学園 （平成21年4月 恵庭市より移管）																																		
定 員	【2・3号】75名 【1号】15名																																		
保 育 実 施 年 齢	生後2ヶ月～就学前																																		
保 育 時 間	【2・3号】7:15～18:15 延長保育 18:15～19:15 【1号】9:15～13:15																																		
子 育 て 支 援 事 業	☆地域交流保育																																		
設 置 ・ 改 築	昭和48年2月1日開園																																		
施 設 面 積	敷地 3,275.61㎡ / 建物 666.50㎡																																		
紹 介	<p>恵庭の中心市街地から札幌方面寄りの静かな住宅街の中にあります。園の近くには茂漁川が流れ、その川に沿って長い遊歩道が整備され、子どもたちが安心して探索できる散歩コースになっております。</p> <p>また、バスを利用した園外保育（バス遠足・地引網等）や専門の講師による英語・体育指導・プール保育を年齢に応じて行っております。園庭にはアンパンマンの滑り台や芝生があり乳児から楽しめる設定になっております。</p>																																		
そ の 他	制 服	3歳児クラスからあり （レンタルあり）	3歳以上児の 主食提供	なし																															
施 設 略 図	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="2">ゆき組 1歳児</td> </tr> <tr> <td>そら組 5歳児</td> <td>にじ組 4歳児</td> <td>はな組 2歳児</td> <td colspan="2">ほし組 0歳児</td> </tr> <tr> <td colspan="4">遊戯室（ホール）</td> <td>休憩室</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>洗濯室</td> </tr> <tr> <td>職員室</td> <td>つき組 3歳児</td> <td>水道</td> <td>児童トイレ</td> <td>調理室</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td>ボイラー室</td> </tr> </table>								ゆき組 1歳児		そら組 5歳児	にじ組 4歳児	はな組 2歳児	ほし組 0歳児		遊戯室（ホール）				休憩室					洗濯室	職員室	つき組 3歳児	水道	児童トイレ	調理室					ボイラー室
			ゆき組 1歳児																																
そら組 5歳児	にじ組 4歳児	はな組 2歳児	ほし組 0歳児																																
遊戯室（ホール）				休憩室																															
				洗濯室																															
職員室	つき組 3歳児	水道	児童トイレ	調理室																															
				ボイラー室																															

認定こども園（幼保連携型）

園 名	④ えほんの森			
園 の 写 真				
住 所	桜町3丁目9-1			
電 話 / FAX	☎ 0123-34-0708 fax 0123-34-0709			
最寄り駅・停留所等	☆エコバス 白樺町2丁目（徒歩5分） ☆JR千歳線 恵庭駅西口（徒歩20分）			
設 置 者	社会福祉法人 こどもの杜			
定 員	【2・3号】75名 【1号】15名			
受 入 年 齢	生後2ヶ月～就学前			
保 育 時 間	【2・3号】7:15～18:15 延長保育 18:15～19:15 【1号】9:00～14:00			
子 育 て 支 援 事 業	☆一時保育 ☆地域交流保育			
設 置 ・ 改 築	平成24年4月1日開園（平成29年9月1日に移転新築）			
施 設 面 積	敷地 3,725.93㎡ / 建物 724.48㎡			
紹 介	<p>えほんの森は恵庭公園や多目的広場など自然豊かな公園に囲まれた環境の中で四季を通して園外活動を行っています。</p> <p>3歳児以上では、教育カリキュラムに音楽、造形、体育、英語、水泳など専門講師を一部取り入れ子どもたちの好奇心を育み、豊かな創造性や感性の芽生えを育てていく教育保育の充実に力を入れています。</p>			
そ の 他	制 服	3歳児クラスから あり	3歳以上児の 主食提供	あり
施 設 略 図				

園 名		⑤ 幼稚舎えるむ			
園 の 写 真					
住 所	黄金北4丁目7-8				
電 話 / FAX	☎ 0123-33-0010 fax 0123-33-0010				
最寄り駅・停留所等	☆エコバス 恵明中学校（徒歩5分） ☆JR千歳線 恵庭駅東口（徒歩20分）				
設 置 者	社会福祉法人恵庭睦会				
定 員	【2・3号】69名 【1号】15名				
受 入 年 齢	生後2ヶ月～就学前				
保 育 時 間	【2・3号】7:15～18:15 延長保育 18:15～19:15 【1号】9:00～14:00				
子育て支援事業	☆地域交流保育				
設 置 ・ 改 築	平成24年4月1日開園（増改築 平成28年11月1日）				
施 設 面 積	敷地 1,107.25㎡ / 建物 572.58㎡				
紹 介	<p>認定こども園幼稚舎えるむは、恵庭市の中央に位置し漁川河畔また国道36号線に面した場所にあり、近辺にはたんぼぼ公園、いくみ公園等豊かな自然に恵まれた環境の中にあります。春の親子菜園祭、そして園児による植物の生育、秋の収穫の楽しさを習得することができます。少数制で、幅広い知識と教養を身につけ豊かな道徳心を養うことを目的としています。和太鼓、リズム、園バスによる園外活動は、特徴ある当園の保育です。</p>				
そ の 他	制 服	あ り (園で貸出し)	3歳以上児の 主食提供	あ り	
施 設 略 図					

認定こども園（幼保連携型）

園 名	⑥ 恵み野幼稚園			
園 の 写 真				
住 所	恵み野南4丁目1-2			
電 話 / FAX	☎ 0123-36-4862 fax 0123-36-4862			
最寄り駅・停留所等	☆エコバス恵み野南2丁目（徒歩1分） ☆JR千歳線 恵み野駅東口（徒歩10分）			
設 置 者	学校法人 柏学園			
定 員	【2・3号】86名 【1号】105名			
受 入 年 齢	生後2ヶ月～就学前			
保 育 時 間	【2・3号】7:15～18:15 延長保育 18:15～19:15 【1号】8:30～14:30			
子育て支援事業	☆地域交流保育			
設 置 ・ 改 築	平成26年4月1日開園（幼稚園併設）			
施 設 面 積	敷地 2,905.74㎡ / 建物 1,356.00㎡			
紹 介	<p>恵み野保育園は、恵み野地区のほぼ中央に位置し、緑豊かな恵み野緑地帯に隣接しており四季を間近に感じられる地域にあります。幼稚園と保育園の一体化施設として3歳以下の子は家庭的な雰囲気の中で、3歳以上の子は幼稚園のカリキュラムに従い自園のプールでの水泳や英語・サッカーなどを通して子ども達のすこやかな発達を促すよう教育しています。平成28年度から幼保連携型認定こども園となり、3歳以上の2号認定の子どもも通園できます。</p>			
そ の 他	制 服	2歳児クラスからあり (2歳児のみレンタルあり)	3歳以上児の 主食提供	あり
施 設 略 図	 <p style="text-align: center;">(1階) (2階)</p>			

園 名		⑦ 柏学園ひまわり幼稚園			
園 の 写 真					
住 所	黄金南6丁目2-2				
電 話 / FAX	☎ 0123-32-0971 fax 0123-32-0971				
最寄り駅・停留所等	☆エコバス 黄金ふれあいセンター（徒歩4分） ☆JR千歳線 恵庭駅東口（徒歩20分）				
設 置 者	学校法人 柏学園				
定 員	【2・3号】79名 【1号】210名				
保 育 実 施 年 齢	生後2ヶ月～就学前				
保 育 時 間	【2・3号】7:15～18:15 延長保育 18:15～19:15 【1号】8:30～14:15				
子 育 て 支 援 事 業	☆地域交流保育				
設 置 ・ 改 築	平成27年4月1日開園（幼稚園併設）				
施 設 面 積	敷地 5,103.06㎡ / 建物 1,474.27㎡				
紹 介	<p>働く御父母様のための子育て支援を目的とした、幼稚園と保育園の機能を合わせた幼児保育施設です。0歳～5歳までの子ども達を保育します。平成28年度より幼保連携型認定こども園としてスタートして3歳以上の2号認定の子どもも通園できます。広い園庭で、のびのびと遊ぶことができます。</p>				
そ の 他	制 服	2歳児クラスからあり（レンタルあり）	3歳以上児の主食提供	あり	
施 設 略 図	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;"><1階> ————— <2階></p>				

認定こども園（保育所型）

園 名		⑧ えにわスマイル保育園			
園 の 写 真					
住 所	末広町32				
電 話 / FAX	☎ 0123-34-2796 fax 0123-34-2797				
最寄り駅・停留所等	☆エコバス市役所・市民会館（徒歩2分） ☆JR千歳線 恵庭駅西口（徒歩10分）				
設 置 者	NPO法人えにわスマイル保育園				
定 員	【2・3号】60名 【1号】15名				
保 育 実 施 年 齢	生後2ヶ月～就学前				
保 育 時 間	【2・3号】7:15～18:15（バス送迎あり、有料）延長保育 18:15～19:15 【1号】9:00～14:00				
子 育 て 支 援 事 業	☆地域交流保育				
設 置 ・ 改 築	平成27年4月1日開園 平成28年4月1日認定こども園に移行				
施 設 面 積	敷地 230㎡ / 建物 375㎡				
紹 介	<p>JR恵庭駅から約700m南西、徒歩約10分のところに位置しています。園の周辺には、恵庭小学校があり、子どもたちの声が聞こえてきます。近くには、公園がたくさんあり、園外保育も多く取り入れています。少人数ならではの家庭的な温かさを持った保育を目指し、子どもたちが安心して笑顔で過ごせるように心掛けています。保育園での給食は、アレルギーのある子どもたちが一緒に食べられるように全員にアレルギー対応食を用意し、3歳以上の子どもたちにも主食のご飯を提供しています。（現在は無料提供）</p>				
そ の 他	制 服	な し	3歳以上児の 主食提供	あ り	
施 設 略 図					

園 名		㊟ かしわ幼稚園			
園 の 写 真					
住 所	柏陽町3丁目14番地				
電 話 / FAX	☎ 0123-32-5180 fax 0123-32-5180				
最寄り駅・停留所等	☆エコバス柏陽町3丁目（徒歩2分） ☆JR千歳線 恵み野駅西口（徒歩13分）				
設 置 者	学校法人 柏学園				
定 員	【2・3号】86名 【1号】150名				
保 育 実 施 年 齢	生後6ヶ月～就学前				
保 育 時 間	【2・3号】7:15～18:15 延長保育 18:15～19:15				
	【1号】8:30～14:15				
	お盆休み8月13日から16日は休園				
子 育 て 支 援 事 業	☆地域交流保育				
設 置 ・ 改 築	平成28年4月1日開園（幼稚園併設）				
施 設 面 積	敷地 3,305.91㎡ / 建物 1,132.37㎡				
紹 介	<p>平成28年度より幼稚園型認定こども園として 0歳～5歳までの子どもを保育します。0歳から2歳は家庭的な雰囲気の中で保育し 3歳以上の子は幼稚園のカリキュラムに従い自園のプールでの水泳や英語・サッカーなどを通して子ども達のすこやかな発達を促すよう教育しています。柏陽地区の団地そばに位置し、交通の便も良い地域にあります。2号認定の3歳児以上も通園出来ます。</p>				
そ の 他	制 服	2歳児クラスからあり (レンタルあり)	3歳以上児の 主食提供	あり	
施 設 略 図					

認定こども園（保育所型）

園 名	⑩ あいおい子ども園			
園 の 写 真				
住 所	相生町1丁目8-1（いざりえ恵庭ビル1階）			
電 話 / FAX	☎ 0123-32-3378 fax 0123-29-3878			
最寄り駅・停留所等	☆エコバス JR恵庭駅西口（徒歩1分） ☆JR千歳線 恵庭駅（徒歩1分）			
設 置 者	学校法人 リズム学園（平成31年4月 恵庭市より移管）			
定 員	【2・3号】90名 【1号】15名			
保 育 実 施 年 齢	生後2ヶ月～就学前			
保 育 時 間	【2・3号】7：15～18：15 延長保育 18：15～19：15 【1号】9：15～14：15			
子 育 て 支 援 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ☆地域交流保育 ☆一時保育 ☆休日保育（詳しくは40ページ） 			
設 置 ・ 改 築	昭和52年4月1日開園（平成27年5月 移転新築）			
施 設 面 積	施設面積 1,111.23㎡ / 建物 855.20㎡			
紹 介	<p>JR恵庭駅西口から札幌方面にわずか徒歩1分のところに位置しています。園の周辺はマンションや住宅街に囲まれています。少し足を延ばすと自然に恵まれたふるさと公園もあり、園外保育にも多く取り入れて保育しています。園バスや公共交通機関を使用し、子どもたちが自然と触れ合う経験を通し、よい環境のもと意欲的に活動し、より丈夫でより明るい子どもに育つよう心身の発達や情緒の安定を大切に保育を心掛けています。また毎日園庭で服が汚れるまでおもいきり遊びます。なお、当園の敷地内に専用駐車場はありません。</p>			
そ の 他	制 服	な し	3歳以上児の 主食提供	あ り
施 設 略 図				

園 名		⑪ 恵庭幼稚園			
園 の 写 真					
住 所	大町4丁目1-1				
電 話 / FAX	☎ 0123-33-2541				
最寄り駅・停留所等	☆北海道中央バス 千歳線 茂漁(徒歩1分) ☆エコバス豊栄神社・かしのもり(徒歩3分) ☆JR千歳線 恵庭駅(徒歩20分)				
設 置 者	学校法人 リズム学園				
定 員	【2・3号】 50名 【1号】 135名				
保 育 実 施 年 齢	生後6か月～就学前				
保 育 時 間	【2・3号】 7:30～18:30 【1号】 8:30～14:30				
子 育 て 支 援 事 業	☆親子ひろば、赤ちゃんひろば ☆子育て相談				
設 置 ・ 改 築	昭和33年5月1日 開園 平成31年4月1日認定こども園に移行				
施 設 面 積	施設面積 3,361.76㎡ / 建物 1,645.16㎡				
紹 介	<p>「子どもは群れて育つ、遊んで育つ」 昔ながらの井戸や東屋、ピオトープに田んぼなど四季の自然を感じられる園庭で、毎日、元気に遊びます。園内は年齢毎、発達段階に依じてオープンスペースやプレイルーム、和室やアトリエなどを使い、豊かな感性と創造力が育まれる環境を用意。お寺（大安寺）のこども園として坐禅やお誓いなど静かな活動も取り入れ、自由の中に秩序とけじめを持たせた幼児教育を進めています。</p>				
そ の 他	制 服	な し	3歳以上児の 主食提供	あ り	
施 設 略 図					

認定こども園（幼稚園型）

園 名		⑫ クラーク幼稚園			
園 の 写 真					
住 所	住吉町3丁目9-1				
電 話 / FAX	☎ 0123-33-2527 fax 0123-33-3087				
最寄り駅・停留所等	JR千歳線 恵庭駅（徒歩10分）				
設 置 者	学校法人 高陽学園				
定 員	【2号】20名 【1号】240名				
保 育 実 施 年 齢	満3歳児～就学前				
保 育 時 間	【2号】7:15～18:15 延長保育 18:15～19:15 【1号】10:00～14:00				
子 育 て 支 援 事 業	☆ピッコリーノキッズ（未就園児 親子登園教室） 月1回 ☆フリー教室（未就園児 親子登園） 年4回				
設 置 ・ 改 築	昭和58年開園 令和3年4月1日認定こども園に移行				
施 設 面 積	敷地 2,846.03㎡ / 建物 1,699,87㎡				
紹 介	<p>教育目標：智恵と勇気と愛情を育てよう！</p> <p>赤、青、黄の三原色を生かしたカラフルな外観と園舎内も明るい色で統一されており、園庭には、アンパンマンの大型遊具を設置し、子ども達が楽しくのびのびと遊べる環境を整えております。緑豊かな静かな住宅街にあり、近くに小学校、公園等があります。屋内、外ともに豊富な遊具施設を揃え教員教材においても特に教育効果の高いものを精選しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●豊富な自然・社会体験行事 地引網、社会見学、JR乗車体験、近隣の公園、工場見学 等 ●園内に温水プール完備 年間を通じ、インストラクターによる水泳指導 ●外国人講師による英語遊び 歌、体操、ゲーム、自由遊び中のフリートーク ●インストラクター指導による運動遊び のぼり棒、鉄棒、マット、なわとび、集団ゲーム等 				
そ の 他	制 服	あり (条件付きレンタル有)	3歳以上児の 主食提供	あり	
施 設 略 図	<p>（1階）</p>  <p>（2階）</p>  <p>（3階）</p> 				

園 名		⑬ 島松幼稚園			
園 の 写 真					
住 所	南島松27番地				
電 話 / FAX	☎ 0123-36-6655 fax 0123-36-6667				
最寄り駅・停留所等	JR千歳線 島松駅（徒歩15分）				
設 置 者	学校法人 アソカ学園				
定 員	【2号】10名 【1号】65名				
保 育 実 施 年 齢	3歳～就学前				
保 育 時 間	【2号】7:15～18:15 延長保育 18:15～19:15 【1号】8:30～14:30				
子 育 て 支 援 事 業	☆一時預かり【1号】朝 7:15～8:30 タ 14:30～19:15 ☆Come☆Come Kids 0.1,2歳児対象（親子教室） ☆キッズクラブ 2歳児対象（親子教室）				
設 置 ・ 改 築	昭和60年4月1日開園 令和3年4月1日認定こども園に移行				
施 設 面 積	敷地 3,520㎡ / 建物 887.34㎡				
紹 介	恵庭市の中心から離れ、緑豊かで四季の移ろいを感じられる環境の中に位置しております。少人数制で経験豊かな教職員に見守られながら、子どもにとって最も大切な遊びの中から多くを学び、なにがあってもくじけない、強くたくましい心を培うよう気を配っています。令和3年からは認定こども園としてスタートしました。今まで通り、ヨコミネ式保育で体と頭を鍛えます。				
そ の 他	制 服	あ り (条件付きレンタル有)	3歳以上児の 主食提供	あ り	
施 設 略 図					

認定こども園（幼保連携型）

園 名	⑭ 北海道文教大学附属幼稚園			
園 の 写 真				
住 所	漁町396			
電 話 / FAX	☎0123-29-6317 fax0123-29-6318			
最寄り駅・停留所等	☆JR千歳線 恵庭駅西口(徒歩20分) ☆エコバス 恵庭シティホール(徒歩5分)			
設 置 者	学校法人 鶴岡学園			
定 員	【2・3号】 90名 【1号】 20名			
保 育 実 施 年 齢	生後6ヶ月～就学前			
保 育 時 間	【2・3号】 7:15～18:15 延長保育 18:15～19:15 【1号】 8:45～13:45			
子 育 て 支 援 事 業	☆地域交流保育			
設 置 ・ 改 築	令和3年4月1日開園			
施 設 面 積	敷地 4,086.51㎡ / 建物 1,056.53㎡			
紹 介	<ul style="list-style-type: none"> ○ あたたかな人間関係の中で、こどもたちを育みます。 ○ こどもの主体性を大切にした生活をつくります。 ○ 実体験を大事にし、そこから様々な活動を積み上げていきます。 ○ モンテッソーリ教育の考え方を基本として、保育・教育を行います。 			
そ の 他	制 服	な し	3歳以上児の 主食提供	あ り
施 設 略 図				

園 名		⑮第二かしわ幼稚園			
園 の 写 真					
住 所	中島町5丁目11-33				
電 話 / FAX	☎ 0123-33-9411 fax 0123- 33-9411				
最寄り駅・停留所等	☆エコバス 中島公園（徒歩5分） ☆JR千歳線 恵み野駅東口（徒歩10分）				
設 置 者	学校法人 柏学園				
定 員	【3号】 28名 【2号】 30名 【1号】 210名				
保 育 実 施 年 齢	1歳児～就学前				
保 育 時 間	【2・3号】 7:30～18:30 【1号】 8:30～14:30 お盆休み8月13日～8月16日は休園 土曜日は認定こども園かしわ幼稚園で対応します				
子 育 て 支 援 事 業	☆地域交流保育				
設 置 ・ 改 築	昭和52年開園 令和4年4月1日認定こども園に移行				
施 設 面 積	敷地 60975.56㎡ / 建物 2208.54㎡				
紹 介	一年中プール指導ができ、体づくりにも力を入れています。たっぷりとした広い園庭も魅力的です。緑豊かな自然環境の園庭では、かわいい動物の飼育などをし、情操教育にも力をいれています。				
そ の 他	制 服	あ り (レンタルあり)	3歳以上児の 主食提供	あ り	
施 設 略 図					

認定こども園（幼稚園型）

園 名	⑩恵み野第二幼稚園			
園 の 写 真				
住 所	恵み野東1丁目6-11			
電 話 / FAX	☎ 0123-37-1455 fax 0123-37-1455			
最寄り駅・停留所等	☆エコバス恵み野旭小学校（徒歩1分） ☆JR千歳線 恵み野駅東口（徒歩20分）			
設 置 者	学校法人 柏学園			
定 員	【3号】 15名 【2号】 36名 【1号】 89名			
保 育 実 施 年 齢	満1歳児～就学前			
保 育 時 間	【2・3号】 7:30～18:30 【1号】 8:30～14:30 お盆休み8月13日～8月16日は休園 土曜日は認定こども園恵み野幼稚園で対応します			
子 育 て 支 援 事 業	☆地域交流保育			
設 置 ・ 改 築	平成3年開園 令和4年4月1日認定こども園に移行			
施 設 面 積	敷地 16958.07㎡ / 建物 354.78㎡			
紹 介	太陽の光がたくさんふりそそぐ平屋建ての子供にやさしい園舎で、大きい子、小さい子が仲良く遊べる園です。園庭にあるキノコの3階建て滑り台が大人気です			
そ の 他	制 服	2歳児クラスからあり (レンタルあり)	3歳以上児の 主食提供	あり
施 設 略 図				

園 名 **⑰ 恵庭保育園**

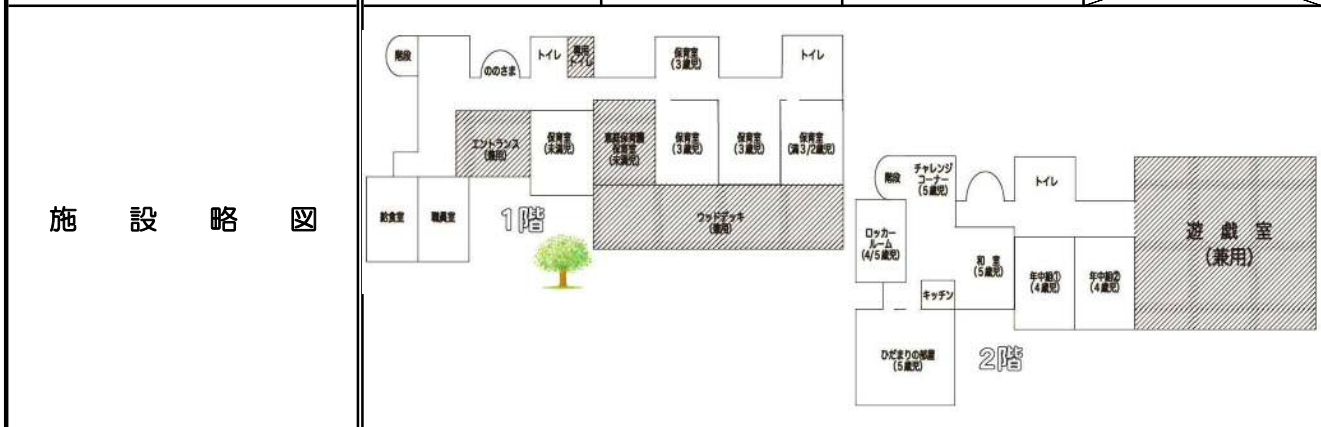


住 所	大町4丁目1-11（恵庭幼稚園内）
電 話 / FAX	☎ 0123-33-2541（恵庭幼稚園）
最寄り駅・停留所等	☆北海道中央バス 千歳線 茂漁（徒歩1分） ☆エコバス 豊栄神社・かしのもり（徒歩3分） ☆JR千歳線 恵庭駅（徒歩20分）
設 置 者	学校法人 リズム学園
定 員	【3号】18名
保 育 実 施 年 齢	1・2歳児
保 育 時 間	7：30～18：30
子 育 て 支 援 事 業	☆地域交流保育 ☆子育て相談
設 置 ・ 改 築	平成31年4月1日 開園
施 設 面 積	施設面積 3,361.76㎡（園庭兼用） / 建物 1,645.16㎡（専用98.80㎡）

紹 介

学校法人リズム学園が運営する18名定員の小さな保育園です。施設は恵庭幼稚園内に専用保育室と専用トイレを有し、さらに恵庭幼稚園の屋内外の遊戯室（室内ホール）、園庭などの保育施設の全てを共有し、子どもたちが過ごす一年の春・夏・秋・冬を五感のすべてで感じることが出来る環境が整っています。「あそび」と「生活」を大切に、個々の成長に寄り添い、保護者の皆さまと共に育ち共に育てる保育を推進しています。修了後は連携園である恵庭幼稚園の3年保育年少に入園することができます。

そ の 他	制 服	な し	3歳以上児の 主食提供	✕
-------	-----	-----	----------------	---



地域型保育事業所（小規模保育）

園 名	⑱ しままつスマイル保育園			
園 の 写 真				
住 所	島松東町2丁目1-1			
電 話 / FAX	☎ 0123-29-3298 fax 0123-29-3299			
最寄り駅・停留所等	☆JR千歳線 島松駅（徒歩10分）			
設 置 者	NPO法人えにわスマイル保育園			
定 員	【3号】19名			
保 育 実 施 年 齢	生後2ヶ月～2歳児			
保 育 時 間	7:15～18:15 延長保育 18:15～19:15			
子 育 て 支 援 事 業	☆地域交流保育			
設 置 ・ 改 築	令和2年4月1日開園			
施 設 面 積	敷地 750.53㎡ / 建物 184.27㎡			
紹 介	<p>JR島松駅から約700m、徒歩約10分のところに位置しています。園の周辺には、公園がたくさんあり、園外保育も多く取り入れています。少人数ならではの家庭的な温かさを持った保育を目指し、子どもたちが安心して笑顔で過ごせるように心掛けています。保育園での給食は、アレルギーのある子どもたちが一緒に食べられるように全員にアレルギー対応食を用意し、提供しています。</p>			
そ の 他	制 服	な し	3歳以上児の 主食提供	✕
施 設 略 図				

地域型保育事業所（小規模保育）

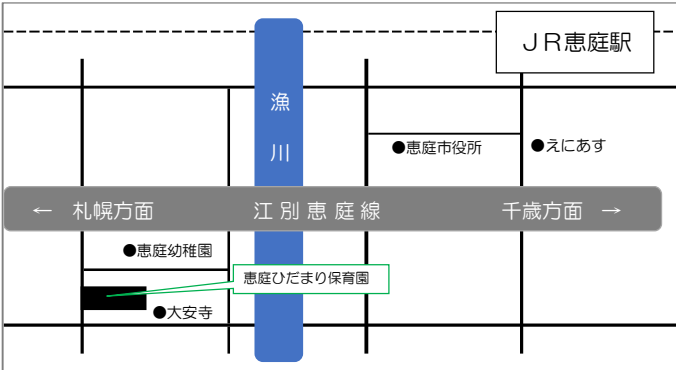
園 名	⑱ 島松もみじ保育園			
園 の 写 真				
住 所	南島松6番地1			
電 話 / FAX	☎ 0123-21-9007 fax 0123-36-1198			
最寄り駅・停留所等	☆JR千歳線 島松駅（徒歩21分）			
設 置 者	社会福祉法人 いちはつの会			
定 員	【3号】19名			
保 育 実 施 年 齢	生後6ヶ月～2歳			
保 育 時 間	7：15～18：15 延長保育 18：15～19：15			
設 置 ・ 改 築	令和2年4月1日開園			
施 設 面 積	敷地 13,733.90㎡ / 建物 165.64㎡			
紹 介	<p>豊かな自然に囲まれており四季の移り変わりを体で感じながら遊べる環境の中に園はあります。高齢者施設に併設しており世代間交流を図りながら子どもたちが学べる環境を提供しています。お子さまの安心安全を考え、防犯対策のセキュリティシステムの導入、災害時の非常発電設備、給水設備など備えております。小規模保育園ではありますが、広い保育室となっていますので、子どもたちはのびのびと過ごせるようになっております。又、行事も年齢に合わせての楽しい行事となっています。</p>			
そ の 他	制 服	なし	3歳以上児の 主食提供	✕
施 設 略 図				

地域型保育事業所（事業所内保育）

園 名		⑳ ひっころきっず			
園 の 写 真					
住 所	中島町6丁目2-1				
電 話 / FAX	0123-21-8560				
最寄り駅・停留所等	JR恵み野駅				
設 置 者	社会医療法人北農会 恵み野病院				
定 員	【3号】30名（うち地域枠7名）				
保 育 実 施 年 齢	生後2ヶ月～2歳児				
保 育 時 間	7:15～18:15 延長保育 18:15～19:15				
子 育 て 支 援 事 業	地域交流保育				
設 置 ・ 改 築	令和5年4月1日				
施 設 面 積	470.82㎡				
紹 介	<p>恵み野病院院内保育所が令和5年4月1日より事業所内認可保育所として新規開園しました。新築の建物でのびのびと過ごしなが、お昼は調理師・栄養士が自園調理を行い栄養バランスのとれた食事を提供いたします。働く保護者にとっても安心安全で通いやすい保育園となるよう工夫を行っています。</p>				
そ の 他	制 服	な し	3歳以上児の 主食提供	✕	
施 設 略 図					

企業主導型保育(認可外)

企業主導型保育(認可外)の入園申請は、各施設で受付けますので、
空き状況等、希望する施設へ直接お問い合わせ下さい。

企業主導型保育 事業所名(認可外)	恵庭ひだまり保育園
住 所	大町4丁目2-27 アイズビル2階(大安寺隣)
電 話 / FAX	☎ 0123-21-9940 fax 0123-21-9941
設 置 者	学校法人 リズム学園
保 育 実 施 年 齢	0歳～3歳 ※満10ヶ月以上(離乳食が終了していること) ※3歳の誕生日を迎えた直後の3月末まで
定 員	全体定員19名 内地域枠(一般枠)9名の受入れが可能 0歳児:6名 1歳児:7名 2歳児:6名
保 育 時 間	平日・土曜 7:30～18:30 日曜・祝日 8:00～18:00 (年末年始12月29日から1月3日は休園)
保 育 料	0歳児 35,900円(地域枠) 1歳児・2歳児 35,700円(地域枠)
地 図	



月	入園日	申込期限	結果連絡日
2023.4月	1日 土	一次募集 12月27日 火	2月 中旬(一次募集)
	16日 ※日	3月 24日 金	3月 31日 金
5月	1日 月	4月 6日 木	4月 13日 木
	16日 火	4月 20日 木	4月 27日 木
6月	1日 木	5月 11日 木	5月 18日 木
	16日 金	5月 25日 木	6月 1日 木
7月	1日 土	6月 8日 木	6月 15日 木
	16日 ※日	6月 22日 木	6月 29日 木
8月	1日 火	7月 6日 木	7月 13日 木
	16日 水	7月 20日 木	7月 27日 木
9月	1日 金	8月 10日 木	8月 17日 木
	16日 土	8月 24日 木	8月 31日 木
10月	1日 ※日	9月 7日 木	9月 14日 木
	16日 月	9月 21日 木	9月 28日 木
11月	1日 水	10月 5日 木	10月 12日 木
	16日 木	10月 19日 木	10月 26日 木
12月	1日 金	11月 10日 金	11月 17日 金
	16日 土	11月 22日 水	11月 30日 木

※2024. 1月	※1日 ※月	12月 7日 木	12月 14日 木
	16日 火		
※2月	1日 木	1月 11日 木	1月 18日 木
	16日 金		
※3月	1日 金	2月 8日 木	2月 16日 金
	16日 土		

※1月・2月・3月に入園される方は通常の入所と期間が異なりますのでご注意ください。
 1月2月3月に入所された場合は3月末までの入園となります。4月1日以降の入所を希望される場合は4月1日入園の申込が別途必要です。継続ではなく新規申込の選考になりますので、1～3月に入所した園と4月からの園が同じとは限りません、選考結果により転園もしくは入所できない場合があります。

- 入園日が日曜・祝日の場合、翌平日から利用可能です。1月1日入園の場合、1月4日から利用可能です。
 ◎結果連絡日に、電話で入園の可否について連絡します。(4月1日入園:1次募集に申込の方は文書で通知します)
 ◎申込の受付開始・入園日の**2か月前**から。(4月1日入園以外)
 申し込みの先着順ではありません。お申し込みが多数ある場合は選考となります。
 選考結果は「結果連絡日」に連絡します。(連絡日以前のお問い合わせにはお答えできません)
 ※2か月前からお申込みいただいても、結果が早く出ることはありません。各結果連絡日までお待ちください。
- 「慣らし保育」:入園日から1～2週間程度はお子さんを徐々に慣らすための期間が必要となります。
 (例:4月1日入園の場合、慣らし保育は4月1日から開始となります。入園日前の慣らし保育はできません。)
 詳しくはP27「入園内定の連絡(注意1)」をご参照ください。転園の場合も転園先の園で慣らし保育期間があります。
 慣らし保育期間は約2週間を目安としていますが、お子さんの慣れ具合等で期間は変わる場合があります。
- 育児休業の終わりに合わせて入所申込する方は、「復職することを条件」に入所申込ができます。
 (例1)6/1に復職予定(育休終了5/31)⇒「5月16日入園」の申込が可能。5/16に入園し、2週間程度の慣らし保育後仕事復帰
 (例2)「4月1日入園」⇒4/1に入園し2週間程度の慣らし保育後、仕事に復帰(4月中旬から仕事復帰)
 入園日から2週間程度の慣らし保育後は復職(就労)することが条件です。(事前に就労証明書や職場等に確認することがあります)
 慣らし保育後も育児休業(育児休暇)を取り続け復職(就労)しない場合は、入園できない場合があります。
 詳しくはP27「育児休業の終わりに合わせて入所申込する方へ」をご参照ください。

保育園等を利用するには



入所要件： 恵庭市に「住民登録(住民票)」があり、市内に住んでいる生後2ヵ月※から小学校入学前の子どもで、下記の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、保育が必要と認められる子ども。
(転入される方は、入園日までに「恵庭市の住民登録・住民票の異動」が必要です。)

※園により受入年齢が異なります。1 ページの「恵庭市内保育園・認定こども園一覧」でご確認ください。

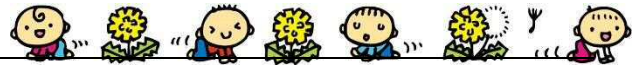
- 保育園クラスを利用するには、お子さんの年齢や保育の必要性に応じた「認定」を受ける必要があります。恵庭市では認定申請と入所申込を同時に受け付けます。申込書類を揃えて市役所へお申込ください。
- 幼稚園クラスをご希望の場合は、「保育を必要とする事由」がなくても申込できます。各園へ直接お申込ください。

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設	保育の必要量	申請(申込)先
満3歳未満	あり	3号認定	保育園、認定こども園の保育園クラス	保育標準時間	恵庭市役所
満3歳以上		2号認定		か保育短時間	幼児保育課
満3歳以上	なし	1号認定	認定こども園の幼稚園クラス	教育標準時間	各園へ申込

【入園後も恵庭市外に居住のまま、恵庭市内の保育施設の入園を希望する方へ】

保護者の就労先が恵庭市内にあり、希望の施設に十分な空きがある場合に限り、申込みが可能です。ただし、入所選考に関しては恵庭市民が優先となります。お住まいの市区町村に相談のうえ、お申込みください。

保育時間 (保育園クラス:2号・3号認定)



- 月曜日～土曜日 7:15～18:15 延長保育18:15～19:15(詳細は 39 ページ)
※恵庭保育園・幼稚園、第二かしわ幼稚園、恵み野第二幼稚園は 7:30～18:30 (延長保育なし)
- 日曜・祝日(12/29～1/3を除く) 8:00～18:00 利用条件あり(休日保育:詳細は 40 ページ)

◇認定内容により、施設を利用できる1日の時間は次の範囲内となります。◇

保育園クラス 保育標準時間(2号・3号認定)…最長 11時間(フルタイム就労を想定した利用時間)
保育短時間(2号・3号認定)……最長 8時間(8時間を超えて預けた場合、時間外料金がかかります)

幼稚園クラスの教育時間は園により異なります。各園へご確認ください。

教育標準時間(1号認定)……4時間を標準として各施設で定めます。

保育を必要とする事由 (2号・3号認定)



保育園クラスの2号、3号認定を受けるには、保護者が次のいずれかの事由に該当することが必要です。

保育を必要とする事由	内容	保育時間
1 就労	就労時間が月 120 時間以上(通勤、休憩時間を含める)	標準時間
	就労時間が月 48 時間以上 120 時間未満(通勤、休憩含む)	短時間
2 妊娠・出産	産前 8 週(多胎妊娠は産前 14 週)と産後 8 週	標準時間
3 保護者の疾病・障がい		必要に応じて決定
4 介護・看護	同居(または長期入院等している)親族の介護・看護	必要に応じて決定
5 災害復旧		短時間
6 求職(起業準備を含む)	入所してから 30 日以内の就労が条件	短時間
7 就学	職業訓練学校等における就業訓練を含む	必要に応じて決定
8 虐待やDVのおそれがあること		標準時間
9 育児休業	すでに保育園等に入所中の方のみ	短時間
10 4 歳以上(4月1日時点)の障がい児受け入れ ※恵庭市独自要件…39 ページを参照ください		短時間 9:00～13:00
11 その他	上記に類する状態として市が認める場合	必要に応じて決定

- 保護者が2人(父と母)の場合、2人とも保育標準時間の事由を満たしていれば「保育標準時間」として認定され、一方が保育短時間の事由しか満たさないときは「保育短時間」として認定されます。
- 入所後、保育を必要とする事由や世帯構成などに変更が生じた場合、保育時間や保育料等が変更となる場合がある為必ず届出が必要となります。月単位の変更の為、月途中で変わった場合、保育料等は翌月から変更となります。詳しくは「入園後、入園前の各種届出について」(P41)をご参照ください。入所前に変更があった場合も市役所に届出が必要です。

入園日と申込期間（2号、3号認定：保育園クラスの申込）

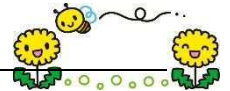


区分	入園日	申込・申請期間(保育園クラス)	結果連絡
令和5年度 当初 (2023年度)	令和5年4月1日 (2023年)	1次募集 12月1日～12月27日 2次募集 12月28日～2月28日	1次:2月中旬頃文書で送付 2次:3月中旬頃、電話連絡
令和5年度 途中 (2023年度)	毎月1日または 16日	入園日の2ヵ月前から申込期限まで (先着順ではありません)	結果連絡日に電話連絡

年度途中の申込期限等は 24 ページ「入園日等スケジュール」でご確認下さい。

- 令和6年(2024年)4月1日の入園案内、申込用紙の配布は、令和5年(2023年)11月頃、市ホームページや広報等でお知らせする予定です。申し込みは先着順ではありません。期間内に申込ください。
- 幼稚園クラス(1号認定)の入園申込・申請は、各園で受け付けます。申込時期や期間、申込方法等については各園に直接お問い合わせください。(幼稚園クラスの合否は園で決定します。)

保育園クラスの申込に必要な書類（詳しくは 29 ページをご参照ください）



- ① 「支給認定申請書 兼 保育所入所申込書」 + 個人番号(マイナンバー)及び本人確認書類
- ② 「児童健康調査票」
- ③ 「保育を必要とする事由を確認できる書類」(「就労証明書」、「求職活動申出書」など、保護者それぞれ必要)
- ④ 保育料決定に必要な書類(市民税の資料:該当者のみ)
R5年4月～8月入園でR4.1.1時点恵庭市に住所がない方→令和4年度市町村民税課税証明書等
R5年9月～3月入園でR5.1.1時点恵庭市に住所がない方→令和5年度市町村民税課税証明書等
該当期間の1月1日に恵庭市にお住まいの方は、課税証明書は不要です。
両親ともに該期間に市外に住所があった方はそれぞれ必要です。非課税の方も必要です。
(例:父は課税、母は非課税の場合も必要です。)

- ⑤ 給食で対応食が必要なお子さんは、食物アレルギー対応食申請書、指示書
※その他、世帯の状況等より、上記以外の書類の提出を求められることがあります。



- 現在、恵庭市外にお住まいで、入園日までに恵庭市に転入する方へ
保育所入所申込書等を提出する時点で恵庭市に住民登録のない方は、入園日までに恵庭市に転入することを証明できる書類が必要です。(結果連絡後、入園日までに「住民登録:住民票の異動」をしてください。)

申込方法（2号、3号認定：保育園クラス）

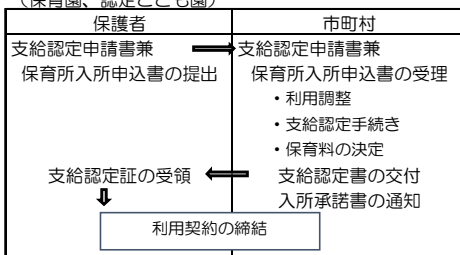


保育園クラスを希望される方は、恵庭市役所 2 階②番窓口「幼児保育課」に必要な書類を持参してください。

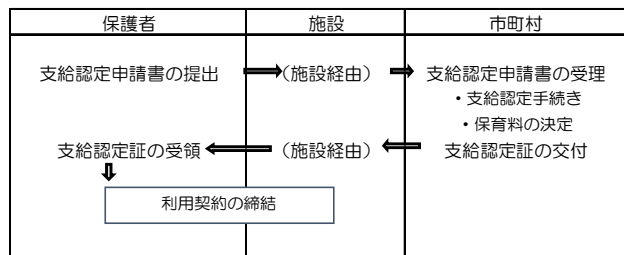
受付時間 平日 8:45～17:15（土・日・祝日と12月29日～1月3日を除く）

- 提出書類に不足や不備がある場合は、原則として書類を受理いたしません。
- ご提出いただいた書類は返却いたしませんので、申込書等の控えが必要な方は、提出前に写し(コピー)を各自で保管ください。
- 申込締切日までに必要書類がそろわない場合は、希望の入園日の選考対象外となりますので、締切日前に余裕をもって申込書類を提出されることをお勧めします。
- 遠方の市外在住で、持参できない方は郵送での申込が可能です。(申込期限必着)
- 幼稚園クラス(1号認定)を希望する方は各園へお申込ください。(幼稚園クラスは園が合否を決定します)

● 2号・3号認定の利用施設
(保育園、認定こども園)



● 1号認定の利用施設(認定こども園)



申込用紙等の設置場所



場 所	住 所	電話番号
市役所 2 階②番窓口 幼児保育課	恵庭市京町1	0123-33-3131(内線:1233)
島松支所	恵庭市島松仲町 2-5-1	0123-36-8324
恵み野出張所	恵庭市恵み野北 3-1-1	0123-36-8200
中恵庭出張所	恵庭市中央 381	0123-33-3681
恵庭市内の各保育園・認定こども園	1 ページの「恵庭市内保育園・認定こども園一覧」参照	

★市のホームページからダウンロードもできます★

https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/kurashi/kosodate_kyoiku/kosodate/hoiku/index.html



QR コード、上記 URL は恵庭市ホームページ「保育所等入所関係」が開きます。

そこから「令和5年度保育園・認定こども園(保育園部分)の入所申込について」をクリックして

⇒スクロールした下のほうに各リンクがあります。「入園のしおり」「保育所入所申込書」「就労証明書」等

入園内定の連絡 (2号、3号認定:保育園クラスの内定)



4月1日入園(一次募集)の方は文書で、年度途中入園の方は結果連絡日に電話でお知らせします。

- 入園が内定した場合、保育施設で、入園日までに保護者および児童と面談を行います。面談では、保育施設利用の説明やお子さんの家庭での様子について確認をします。

面談時の持ち物:「母子健康手帳」「面談票」「入所児童生活調査票」「入園のしおり」

- 面談終了後、入園日までに「支給認定証」「入所承諾書」「保育料決定通知書」等を自宅に郵送します。

(注意1) 「慣らし保育」: 入園時にお子さんが負担なく集団生活と環境の変化に慣れるため、保育時間を徐々に長くし安心して過ごせるよう、慣らし保育を行っています。入園日から 1~2 週間程度は慣らし保育期間が必要となるため、この期間は預かり時間が通常より短くなります。お子さんの慣れ具合等により期間は変わるため預かる期間等は内定した保育園にご相談ください。入園日前の慣らし保育はできません。

(慣らし保育中に一時保育(P39)はご利用できません。ご注意ください。)

(注意2) 入園決定後は、保育を必要とする事由などに変更がない限り、支給認定証の有効期間内は施設を継続利用できます。しかし、保育の必要性の要件を満たさなくなった場合は、退園していただきます。入園後、市外へ転出する場合は、退園していただくこととなります。勤務先が恵庭市内にある等の理由で、市内の保育施設を引き続き利用したい方は、市役所「幼児保育課」にご相談ください。

(注意3) 入園日時時点で恵庭市に住民登録があることが入園決定の条件となります。恵庭市外から入園日までに転入される方については、住民登録(住民票の移動)を入園日までに完了してください。転入を確認後、恵庭市の住所の支給認定書等書類を発送します。

育児休業の終わりに合わせて入所申込する方へ



育児休業中の方は「復職(就労)することを条件」に入所申込ができます。

- 入園日から 2 週間程度の慣らし保育があり、慣らし保育後は仕事に復帰することが申込条件となります。慣らし保育後も育児休業(育児休暇)を取り続け、復職(就労)しない場合は入所できない場合があります。(事前に就労証明書や職場等に確認することがあります)
- 育児休業の終わりに合わせて入所申込する場合、慣らし保育期間があることから仕事復帰(復職)する予定の一つ前の入園日の申込が可能です。
(例) 育休終了 5 月 31 日 ⇒ 「5 月 16 日 入園の申込」が可能、慣らし保育後 6 月 1 日から仕事復帰(復職)
- 育児休業期間の満了より前に入所申込を希望する場合
入園日から 2 週間程度の慣らし保育後、「育休を短縮し復職(就労)することを条件」に入所申込ができます。
(例) 10 月 31 日に育休終了予定だが早めの「6 月 1 日入園」に申し込内定した。
⇒ 6 月 1 日に入所、慣らし保育後 育休を短縮し 6 月中旬から仕事復帰(復職)
- 育児休業を取り続ける方の「新規」の入所申込はできません
(例) 下の子の育児休業中に上の子だけ「新規」で申込をし、上の子だけ預けたい ⇒ 申込受付できません。
下の子も預けて仕事に復帰する場合は申込できます。
(例) 下の子の育児休業中に上の子を幼稚園クラス(1号認定)から保育園クラス(2号認定)に移りたい。
⇒ 同園での 1 号から 2 号の移動も保育園クラスの「新規・転園申込」となりますので申込受付できません。
下の子も預けて仕事に復帰するタイミングで幼稚園クラスから保育園クラスへの転園申込をしてください。



入所選考(利用調整)等について (2号、3号認定:保育園クラス)

- 2号、3号認定のお子さんの入園について、利用希望者が保育園等の入所可能人数を超える場合、恵庭市が定める基準(詳細については市ホームページ「保育所等入所関係」をご参照ください)に基づき「保育を必要とする理由」と「世帯の状況等」から優先順位をつけ、入園の順番・施設を決定します。申し込みの先着順ではありません。
- 入所申込書に記入の、保育施設「希望順位」「希望施設の数」による選考上の有利・不利はありません。申込書を提出する前に、施設に連絡のうえ、事前の見学することをお勧めします。自宅からの距離や送迎時間、施設の特色や保育の様子を把握したうえで、希望施設を決めてください。保育料以外の実費などは各園で異なる場合がありますので見学の際にご確認ください。
- 入園できない場合に「年度いっぱい待機する」を希望した方は、年度内に入園が可能となった場合に可能となった入園日の「結果連絡日」に内定の連絡をします。改めて「待機」の手続きする必要はありません。「結果連絡日」に連絡がない場合は「待機」のままとなります。
- 申込み内容の変更について
 次のような場合は、すみやかに市役所に届け出てください。
 ◎申込みを取り下げたい(市外へ転出する。幼稚園クラスに入園する。)
 ◎希望施設の追加・削除、希望順位の変更。
 ◎家庭の状況の変更、婚姻・離婚による世帯構成の変更、住所・氏名の変更。
 ◎保育を必要とする事由や、住民税額等に変更があった。
 ※入所内定後、届出なく就労状況や家族状況が変わっていたことが発覚した場合、内定を取り消すことがあります。
- 保育を必要とする事由を証する書類の提出が、就労証明書等の発行に期間を要する等の理由で間に合わない場合、入所選考の際「求職」と同じ取り扱いになります。「求職活動申出書」を提出いただき、証明書類を提出下さい。証明書類が申込期限に間に合わない場合は調整点数等には反映されません
 申込期限後に提出された書類は、入所選考前であっても次回の入所選考時まで反映されません。



入所後の転園申込、現況調査・継続入所について (2号、3号認定:保育園クラス)

- 入園後の転園申込(年度途中の転園申込)をする場合
 入園後、別の施設の保育園クラスに「転園」を希望する場合は、新たに「転園申込」が必要となります。年度ごとの「転園申込」となります。次年度(来年度)も「転園申込」を希望する方は「現況調査」の際に申込ください。
※転園となった場合は、新しい保育施設でも入園日(転園日)から「慣らし保育の期間」が必要となります。
- 現況調査と次年度の意向調査「継続入所」・「転園入所申込」について
 2号・3号認定(保育園クラス)の在園児童を対象に、毎年10月～11月頃までに、次年度の継続入所の意向確認と現況調査(保育を必要とする事由を確認するための書類を提出していただく調査)を行います。現況調査の時期になりましたら、園を通じてお知らせします。ご不明な点はお問い合わせください。
 ◎次年度、「継続」して同園に入所希望の方◎
 「現況届(継続入所)」と「保育を必要とする書類」を提出⇒次年度も同じ園に続けて通うことができます。
 ◎次年度、「転園」を希望する方(他の園の保育園クラスへ「転園」を希望する方)◎
 「転園入所申込」と「児童健康調査票」「保育を必要とする書類」等を提出⇒転園先の調整により選考となります。
 - ◆ 現況調査の際に次年度「転園申込」をし、選考の結果、ご希望の園に空きがない場合は「転園待機」となります。空きが出るまで在籍している園に通いながら「転園待機」をすることができます。
 - ◆ 転園が決まった場合は、次年度の4月1日から新しい保育施設での「慣らし保育の期間」が必要となります。
 - ◆ 次年度「幼稚園クラス(1号認定)」に転園を希望する場合は、ご希望の園へ直接お問い合わせください。各園が合否を決定します。市役所へは保育園クラスの「退所届」を提出下さい。



保育園クラス 入園申込の提出書類チェック表

※幼稚園クラス(1号)は各園にお申込み、お問い合わせください。

- 支給認定申請書 兼 保育所入所申込書 (入所申込のお子さん1人につき1枚)
- 児童健康調査票 (入所申込のお子さん1人につき1枚)

}	人分 (枚)
---	-----------

- 保育を必要とする事由を確認できる書類 (父母それぞれ必要です) ※は恵庭市指定様式

	保育を必要とする事由	必要な書類	チェック欄			
			父	母		
1	就労	就労証明書※				
	就労(自営業、事業主)	就労証明書※ + 営業許可証や開業届出書等(写)				
2	妊娠・出産(出産前8週、後8週)	母子健康手帳等(写) 出産予定日・出生日記載ページを含む				
3	保護者の疾病・負傷	(診断)意見書※ + 理由書※				
	保護者の障害	障がい者手帳や療育手帳等(写) + 診断書または意見書※ + 理由書※				
4	介護、看護	理由書※ + 診断書または障がい者手帳や介護保険証(写)				
5	災害復旧	罹災証明書				
6	求職活動	求職活動申出書※				
	求職活動(起業準備)	理由書※等				
7	就学	在学証明書や受講証明書等 + 時間割表等(写)				
8	虐待やDVのおそれ	要保護児童ネットワーク協議会意見書等				
9	育児休業取得時(在園児童の継続入所のみ)	就労証明書※(育児休業期間が明記されているもの)				
10	4歳以上の障がい児	障がい者手帳や療育手帳、医療受給者証等(写)				入所希望のお子さんのもの
11	その他	理由書※等				

- 就労証明書は勤務先に提出し記入し証明いただくものです。申込者ご本人が記入するものではありません。
- 就労証明書は、3か月以内に発行された、内容に変更がないものが有効です。
- 同居している65歳未満(入所日時点)の祖父母が、上記の事由に該当する場合、祖父母の就労証明書等も提出願います。

- 保育料決定に必要な書類 (父母 または、それ以外の扶養義務者(家計の主宰者) 1人につき1枚 市町村民税額記載のもの)

世帯員の住所	必要な書類(いずれか一通)	チェック欄			
		父	母		
入園希望日が4月~8月で 令和4年1月1日時点で恵庭市に 住所のない方	R4年度 所得・課税証明書(市民税が載っているもの)				
	R4年度 給与所得等に係る市町村民税特別徴収税額の決定通知(写)				
	R4年度 市町村民税決定の明細(写)				
入園希望日が9月~で令和5年1月 1日時点で恵庭市に住所のない方 (R5年度課税資料はR5年6月ごろの 市民税額確定後に提出してください)	R5年度 所得・課税証明書(市民税が載っているもの)				
	R5年度 給与所得等に係る市町村民税特別徴収税額の決定通知(写)				
	R5年度 市町村民税決定の明細(写)				

- R4年度 所得・課税証明書は、令和4年1月1日時点で住所のあった地域の市・区役所(役場)で発行可能です。
- 税額控除がある場合、確定申告書の控え等の書類を追加提出していただく場合があります。

- 下記に該当する場合、必要な書類

世帯の状況等	必要な書類	チェック欄
給食で食物アレルギー対応が必要な方	食物アレルギー対応食申請書と指示書※	
ひとり親世帯で右の証書が交付されている	児童扶養手当証書(写)、ひとり親家庭等医療費受給者証[申請児童のもの](写)	
在宅障がい児(者)のいる世帯	障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳等(写)	
生活保護受給世帯	生活保護受給証明書(恵庭市役所 福祉課で発行)	
令和5年4月以降、支給認定を受けている兄弟姉妹が、市外の幼稚園・認定こども園に通園	在園証明書や入園決定書等(写) ただし、市内の認定こども園の幼稚園クラスに通園する場合は不要	
申込日現在、恵庭市に 住民登録がない場合 (住民票が市外にある方)	建物賃貸借契約書や売買契約書等(写) …恵庭市の転入先住所、氏名、契約期間が分かるもの。	
	※入園日までに、 恵庭市に住民票の移動(転入手続き:住民登録) を必ず行ってください。入園日に住民登録がされていない場合は、内定が取消しになる場合があります。転入手続きが間に合わない場合はお問い合わせください。	

- 書類提出後、税額や世帯の状況が変更になった場合(結婚・離婚・就職・退職・転居等)は、必ず上記該当書類を恵庭市役所「幼児保育課」に、速やかに提出してください。

保育料(利用者負担額)について

1. 保育料の決定 (保育料表は32ページ) ※園によっては保育料の他に実費が発生する場合があります

保育料は、国が定める上限額の範囲内で恵庭市独自の軽減措置を設け定めており、保護者の所得(課税額等に応じた階層区分)や児童の令和5年4月1日現在の年齢、保育必要量(標準時間・短時間)等により決定します。

◎保育料は、市内の保育園、認定こども園に違いはありません。(保育料以外の実費負担を除く)

《階層区分の算定基準》

- ①4月～8月分 **前年度(令和4年度)**の市町村民税額により決定
(R4年度の市町村民税は令和3年1月～12月までの収入や所得等を基に算定しています。)
- ②9月～翌年3月分 **当年度(令和5年度)**の市町村民税額により決定
(R5年度の市町村民税は令和4年1月～12月までの収入や所得等を基に算定しています。)

《課税額の算定》

住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税控除・寄付金控除・配当割額の控除及び株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、控除前の市町村民税額が算定の基準となります。

注)住民税未申告の場合や住民税額が分かる書類が提出されない場合、最高階層の保育料を納めていただきます。

2. 課税額算定対象者



保育料は児童と同一世帯で、生計を一つにしている父母等の市町村民税所得割課税額の合計により決定します。(世帯には単身赴任等で住民票が別になっている父母等の保護者も含まれます)

注)父母の年収合算額が103万円未満で、同居している祖父母等の年収が父または母の年収の2倍以上の場合、同居の祖父母等を家計の主権者として課税額を算定します。

注)上記保育料に10円未満の端数が出た場合は切り捨てになります。

3. 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

《3～5歳児クラス》…**保育料無償**

※副食費については保育料と別に実費徴収となります。

減免対象世帯については副食費一覧表をご覧ください。(詳しくは33ページ)

《0～2歳児クラス》…**非課税世帯のみ保育料無償**(副食費は保育料に含まれています)



無償化対象者の保育園クラスと幼稚園クラスの比較表

☆ 4月1日に2歳のお子さんの場合☆											
保育園に入園した場合(3号、2号)				誕生日前に幼稚園に入園した場合			誕生日を迎えて幼稚園に入園した場合(1号)				
年度末まで 2歳クラス	保育時間	保育料	有り (副食費は保育料に含まれる)	4月1日～ 誕生日前まで	保育料	園が定めた 料金	誕生日以降 1号 (満3歳)	教育時間 ※1	保育料	無償化 0円	
	短時間(8時間)				預かり	有料		9:00～14:00※1			
	標準時間(11時間)	副食費		副食費	園が定めた料金		14:00以降の預かり保育料等	副食費	有り ※3		
保育料は世帯の市民税の額(階層)によって異なります 短時間、標準時間は就労等の要件によって変わります				※1 幼稚園の開園時間は園によって異なります 満3歳のお子さんの14時以降の預かり保育は無償の対象ではありません (※2 非課税世帯の預かり保育料無償化は申請が必要です) 長期休み等、預かり保育料が別途かかる場合があります(園が定めた料金)						※3 1号の副食費については世帯の市民税の額(階層)によって有無が決まります (副食費は「園が定めた金額」となります)副食費(おかず代)の他に 主食代など実費が発生する場合があります。実費は各園にご確認ください。	
認定こども園の2・3号(保育園クラス)に在園しているお子さんが月の途中で同じ園の1号(幼稚園クラス)へ変更した場合は、 料金は月単位の変更のため日割りはされません。 (認定こども園とは、保育園のお子さんと、幼稚園のお子さんが同じ園にいる施設のことです。)											
☆ 4月1日に3歳のお子さんの場合☆											
保育園に入所した場合(2号)				幼稚園に入所した場合(1号 + 新2号※2)							
3歳クラス	保育時間	保育料	無償化 0円	年少クラス	教育時間 ※1		保育料	無償化 0円			
	短時間(8時間)				9:00～14:00※1	無償の対象 ※2					
	標準時間(11時間)	副食費	有り ※3		14:00以降の預かり保育料等		副食費	有り ※3			
※3 2号、1号の副食費については世帯の市民税の額(階層)によって免除・徴収が決まります。 副食費は実費徴収となります。(副食費は「園が定めた金額」となります。)				※1 幼稚園の開園時間は園によって異なります ※2 預かりの保育料の無償化には申請が必要です(新2号)							
保育料は世帯の市民税の額(階層)によって異なります 短時間、標準時間は就労等の要件によって変わります											



※ 保育料以外の実費については各園によって異なります。
入園を希望する園へご確認ください。

4. 保育料の負担軽減



●多子世帯●

①世帯年収およそ640万円未満の世帯のクラス年齢 0・1・2歳児

保護者と生計を一にする子どものうち、(年齢の上限なく)最年長から数えて

・第2子以降・・・無料

(市町村民税所得割合算額169,000円未満で、市階層区分D10階層以下)



②世帯年収およそ640万円以上の世帯

D11～D19階層に属する世帯において、兄弟が保育園や認定こども園、幼稚園に(1号・2号・3号認定を受けて)入園している場合、その児童の中から年齢の高い順に数えて

・第2子……………半額

・第3子以降……無料



●ひとり親世帯、在宅障がい児又は障がい者がいる世帯●

世帯年収およそ360万円未満の世帯

C1～D3階層に属するひとり親世帯等※において、同一世帯の子どもが利用する場合、保護者と生計を一にする子どものうち、最年長から数えて

・第1子……………保育料表(32ページ)の「母子世帯等」欄の金額(B階層は無料)

・第2子以降……無料

※「ひとり親世帯等」とは「ひとり親、在宅障がい児又は障がい者がいる世帯及び特に困窮していると市長が認める世帯」をいいます。

※「ひとり親世帯」とは、世帯主が母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯をいいますが、母または父の年収が103万円未満で、父母以外の扶養義務者(祖父母等)がいる場合は、父母以外の扶養義務者が家計の主宰者となり、「ひとり親世帯」には該当しない場合があります。詳しくは「幼児保育課」にお問い合わせください。

世帯年収およそ360万円未満の世帯について

ひとり親、在宅障がい児又は障がい者がいる世帯は市町村民税所得割額が77,600円未満、その他の世帯は58,200円未満の場合が対象となります。



5. 月途中の入園・退園時の保育料

月途中の入園及び退園時の保育料は、その月に限り日割りによる算定となります。

①月途中に入園の場合……………月額保育料×入園日以降の開園日数÷25日

②月途中に退園の場合……………月額保育料×退園日以前の開園日数÷25日

注)開園日数…日曜・祝日を除いた日数

注)上記保育料に10円未満の端数が出た場合は切り捨てになります。



※この冊子に記載の保育料内容は令和4年11月時点の案で、国の制度改正等により変更になる場合があります。

認定こども園の同園内の2号⇒1号の変更は日割りの対象にはなりません。

認定こども園の2・3号(保育園クラス)に在園しているお子さんが
月の途中で同園の1号(幼稚園クラス)へ変更した場合は、
料金は月単位の変更のため日割りはされません。

(認定こども園とは、保育園のお子さんと、幼稚園のお子さんと同じ園にいる施設のことです。)

恵庭市 保育園等(2・3号認定) 保育料表

【月額】

※ 保育園、認定こども園の保育クラスについては年度当初の4月1日時点の年齢が基準クラスとなります。
年度途中で誕生日を迎えても年度末（3月末日）まではクラス年齢は上がりません。

在籍入所児童の属する世帯の階層区分 (4月1日現在のクラス年齢)				令和5年度			
				保育標準時間		保育短時間	
階層	定 義			0歳～2歳児	3歳～5歳児	0歳～2歳児	3歳～5歳児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)			0	0	0	0
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯			1 母子世帯等	0	0	0
				2 上記以外の世帯	0	0	0
C1	均等割のみ			1 母子世帯等	5,350	0	5,250
				2 上記以外の世帯	11,700	0	11,500
C2	(所得割額) 24,300 未満			1 母子世帯等	6,300	0	6,150
				2 上記以外の世帯	13,600	0	13,300
C3	24,300 以上 48,600 未満			1 母子世帯等	7,300	0	7,150
				2 上記以外の世帯	15,600	0	15,300
D1	48,600 以上 58,200 未満			1 母子世帯等	8,900	0	8,700
				2 上記以外の世帯	17,800	0	17,400
D2	58,200 以上 67,900 未満			1 母子世帯等	9,000	0	8,800
				2 上記以外の世帯	20,000	0	19,600
D3	67,900 以上 77,600 未満			1 母子世帯等	9,000	0	8,800
				2 上記以外の世帯	22,200	0	21,800
D4	77,600 以上 87,300 未満			24,400	0	23,900	0
D5	87,300 以上 97,000 未満			27,000	0	26,500	0
D6	97,000 以上 111,400 未満			30,500	0	29,900	0
D7	111,400 以上 125,800 未満			34,000	0	33,400	0
D8	125,800 以上 140,200 未満			37,500	0	36,800	0
D9	140,200 以上 154,600 未満			41,000	0	40,300	0
D10	154,600 以上 169,000 未満			44,500	0	43,700	0
D11	169,000 以上 195,400 未満			47,800	0	46,900	0
D12	195,400 以上 221,800 未満			51,100	0	50,200	0
D13	221,800 以上 248,200 未満			54,400	0	53,400	0
D14	248,200 以上 274,600 未満			57,700	0	56,700	0
D15	274,600 以上 301,000 未満			61,000	0	59,900	0
D16	301,000 以上 333,000 未満			67,300	0	66,100	0
D17	333,000 以上 365,000 未満			73,600	0	72,300	0
D18	365,000 以上 397,000 未満			80,000	0	78,600	0
D19	397,000 以上			90,300	0	88,700	0

※「母子世帯等」とは、「ひとり親、在宅障がい児又は障がい者がいる世帯及び特に困窮していると市長が認める世帯」をいいます。

恵庭市 保育園等(2号認定) 副食費一覧表

(クラス年齢3歳児以上)

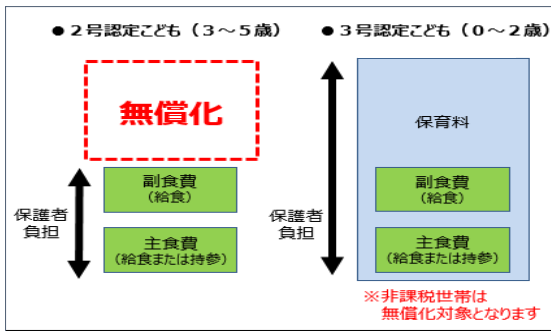
在籍入所児童の属する世帯の階層区分 (4月1日現在のクラス年齢)				令和5年度					
				3歳児～5歳児クラスの児童(4月1日時点で3歳以上の児童)					
階層	定義			第1子	第2子	第3子以降			
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)			0円	0円	0円			
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯						1	母子世帯等	
							2	一般世帯	
C1	均等割のみ		1				母子世帯等		
			2				上記以外の世帯		
C2	(所得割額) 24,300 未満		1				母子世帯等		
			2				上記以外の世帯		
C3	24,300 以上 48,600 未満		1				母子世帯等		
			2				上記以外の世帯		
D1	48,600 以上 58,200 未満		1				母子世帯等		
			2				上記以外の世帯		
階層	定義						第1子	第2子	第3子以降
D2	58,200 以上 67,900 未満		1				母子世帯等	0円	0円
			2				上記以外の世帯	副食費徴収あり	副食費徴収あり
D3	67,900 以上 77,600 未満		1				母子世帯等	0円	0円
			2				上記以外の世帯	副食費徴収あり	副食費徴収あり
D4	77,600 以上 87,300 未満		副食費徴収あり						
D5	87,300 以上 97,000 未満								
D6	97,000 以上 111,400 未満								
D7	111,400 以上 125,800 未満								
D8	125,800 以上 140,200 未満								
D9	140,200 以上 154,600 未満								
D10	154,600 以上 169,000 未満								
D11	169,000 以上 195,400 未満								
D12	195,400 以上 221,800 未満								
D13	221,800 以上 248,200 未満								
D14	248,200 以上 274,600 未満								
D15	274,600 以上 301,000 未満								
D16	301,000 以上 333,000 未満								
D17	333,000 以上 365,000 未満								
D18	365,000 以上 397,000 未満								
D19	397,000 以上								

※「母子世帯等」とは、「ひとり親、在宅障がい児又は障がい者がいる世帯及び特に困窮していると市長が認める世帯」をいいます。

副食費について

これまで保育料に含まれていた「副食費」については、無償化による制度改正により、令和元年10月以降は、「保育料と別に実費徴収するもの」と変更されました(3～5歳児クラスのみ)。ただし、下記減免の要件を満たす場合は副食費が免除となりますのでご確認ください。

- 2号認定(3～5歳児クラス)：副食費が保育料と別に「園が定めた額」の実費徴収となります
※恵庭市内の公立園については国の基準に基づき、副食費(4,500円/月)となります



※ 保育園、認定こども園の保育クラスについては年度当初の4月1日時点の年齢が基準クラスとなります。

※ 満3歳、4月1日以降に3歳の誕生日を迎えた児童は年度末まで2歳児クラスです。

【副食費減免要件】

減免要件	2号認定 市階層
生活保護世帯	A階層
年収がおおよそ360万円未満の一般世帯(非課税世帯を含む)	B2～D1階層
母子世帯等	B1～D3階層
世帯の中で第3子以降の児童	小学校就学前の児童から数えて第3子以降の児童

※「母子世帯等」とは、「ひとり親、在宅障がい児又は障がい者がいる世帯及び特に困窮していると市長が認める世帯」をいいます。

●第3子の副食費算定基準●

兄弟が保育園や認定こども園、幼稚園に(1号・2号・3号認定を受けて)入園している場合、その児童の中から年齢の高い順に数えます。

(例) ①2号認定で、5歳児クラスの双子・3歳児クラスの子がいる世帯 → 5歳児から数えて、3歳児の副食費は免除

②2号認定で、小学4年生・小学1年生・5歳児クラス・3歳児クラスの子がいる世帯 → 5歳児から数えて、5歳児・3歳児ともに有料

※3号認定(0～2歳児クラス)については、従来どおり、主食費、副食費は保育料に含まれます。

6. 保育料の納入について



● 認定こども園・地域型保育事業所

- ・ 園が保育料を毎月徴収します
- ・ 入園決定後、「保育料決定通知書」(保育料等のお知らせ)をお送ります。
- ・ 「認可保育所」以外の施設は各園での徴収となります。(市内はすみれ保育園、島松いちい保育園のみ市が徴収) 支払い方法、納期限などについては、園により異なります。各園へお問い合わせください。
- ・ 遠足代、行事代などの保育料以外の実費については園により異なります。各園へお問い合わせください。

● 保育園(認可保育所)

- ・ 市内はすみれ保育園、島松いちい保育園のみ恵庭市が保育料を毎月徴収します
- ・ 入園決定後、「保育料決定通知書」「保育料納入通知書(納付書)」をお送ります。
- ・ 「納付書」に記載されている各金融機関及び市役所・島松支所・恵み野出張所・中恵庭出張所のいずれかの場所で納めてください。
- ・ 保育料の納入は、預金口座振替でお願いします。入園決定後、納付書に「口座振替依頼書」を同封しますので受取後、速やかに手続きをしてください。
口座振替日は毎月末日(土・日・祝日の場合は翌営業日)です。
※12月のみ口座振替日は25日です。(土・日・祝日の場合は翌営業日)
※申込後、口座振替開始まで約1ヶ月～2ヶ月かかります。開始月が決まり次第通知しますので、それまでは納付書により納入してください。
- ・ 口座振替による納入方法とされた方で、振替月に残高不足等の理由により振替できなかった場合は、翌月の振替日に再振替します。
再振替できなかった分の保育料は、納付書により納入していただきます。



正当な理由なく保育料を滞納した場合、財産等調査のうえ、差押などの処分対象になることがあります。

7. 保育料の減免

特別な事情(災害や長期の疾病、失業・廃業等により収入が著しく減少した)や前年に比べ世帯の所得が著しく減少したことにより保育料の負担が困難な場合、審査のうえで保育料が減免となることがあります。

詳しくは市役所「幼児保育課」にお問合せください。

また、上記の理由以外で保育料が納入困難な方は、園や幼児保育課にご相談ください。



よくある質問 Q&A

Q.保育料は、公立(市立)と私立で違いますか？

A.市内の保育園・認定こども園(保育所部分)について、公立と私立で金額の違いはありません。ただし、遠足代・行事参加代、文房具代、制服代などの実費徴収分は、各施設によって異なります。

Q.年度途中で年齢が変わった場合、保育料も変わりますか？

A.4月1日現在の年齢で算定しますので年度途中で誕生日を迎えても保育料は変わりません。
(例)7月に誕生日を迎え3歳になる児童については、翌年の3月までは2歳児区分の保育料が適用されます。



保育料・副食費階層を算定するための「市民税」の確認方法

◆市民税・道民税を給与から天引きされている方(特別徴収)◆

【給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の通知書】

令和〇〇年度 給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定・通知書(納税義務者用)	給付者番号	氏名	指定番号																																				
<table border="1"> <tr> <th>所得</th> <th>課税</th> <th>控除</th> <th>税額</th> </tr> <tr> <td>給与収入</td> <td>給与所得</td> <td>均等割額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年金収入</td> <td>雑所得</td> <td>所得割額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑所得</td> <td>雑所得</td> <td>均等割額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得</td> <td>所得</td> <td>所得割額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得</td> <td>所得</td> <td>均等割額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得</td> <td>所得</td> <td>特別徴収税額</td> <td></td> </tr> </table>	所得	課税	控除	税額	給与収入	給与所得	均等割額		年金収入	雑所得	所得割額		雑所得	雑所得	均等割額		所得	所得	所得割額		所得	所得	均等割額		所得	所得	特別徴収税額		<table border="1"> <tr> <th>納付額</th> <th>納付期</th> </tr> <tr> <td>9月分</td> <td>12月分</td> </tr> <tr> <td>10月分</td> <td>1月分</td> </tr> <tr> <td>11月分</td> <td>2月分</td> </tr> <tr> <td>12月分</td> <td>3月分</td> </tr> </table>	納付額	納付期	9月分	12月分	10月分	1月分	11月分	2月分	12月分	3月分
所得	課税	控除	税額																																				
給与収入	給与所得	均等割額																																					
年金収入	雑所得	所得割額																																					
雑所得	雑所得	均等割額																																					
所得	所得	所得割額																																					
所得	所得	均等割額																																					
所得	所得	特別徴収税額																																					
納付額	納付期																																						
9月分	12月分																																						
10月分	1月分																																						
11月分	2月分																																						
12月分	3月分																																						

税控除前所得割額 ④
税額控除額 ⑤
所得割額 ⑥
均等割額 ⑦
税控除前所得割額 ④
税額控除額 ⑤
所得割額 ⑥
均等割額 ⑦
特別徴収税額 ⑧

保育料・副食費試算方法(下記の額を32・33ページの表の階層区分にあてはめてください)

- 「均等割額」のみ記載されている方...Aの額
- 「所得割額」が記載されている方...Bの額
- 住宅借入金等税額控除が適用されている方...BにCの額を加えた額
- 配当控除・寄附金控除等が適用されている方
...BとCにその控除額を加えた額

令和5年4月～令和5年8月分保育料 ⇒ 令和4年度市民税を参照
令和5年9月～令和6年3月分保育料 ⇒ 令和5年度市民税を参照

※保育料は、入園決定後、市が算定し文書でお知らせします。
減免の適用等により試算額と異なる場合があります。



◆市民税・道民税を金融機関窓口または口座振替でお支払いされている方(普通徴収)◆

【市民税・道民税通知書】

令和〇〇年度 市民税・道民税 決定の明細	通知番番号	氏名	市民税・道民税納税通知書の2枚目																																				
<table border="1"> <tr> <th>所得</th> <th>課税</th> <th>控除</th> <th>税額</th> </tr> <tr> <td>給与収入</td> <td>給与所得</td> <td>均等割額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年金収入</td> <td>雑所得</td> <td>所得割額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑所得</td> <td>雑所得</td> <td>均等割額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得</td> <td>所得</td> <td>所得割額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得</td> <td>所得</td> <td>均等割額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得</td> <td>所得</td> <td>特別徴収税額</td> <td></td> </tr> </table>	所得	課税	控除	税額	給与収入	給与所得	均等割額		年金収入	雑所得	所得割額		雑所得	雑所得	均等割額		所得	所得	所得割額		所得	所得	均等割額		所得	所得	特別徴収税額		<table border="1"> <tr> <th>納付額</th> <th>納付期</th> </tr> <tr> <td>9月分</td> <td>12月分</td> </tr> <tr> <td>10月分</td> <td>1月分</td> </tr> <tr> <td>11月分</td> <td>2月分</td> </tr> <tr> <td>12月分</td> <td>3月分</td> </tr> </table>	納付額	納付期	9月分	12月分	10月分	1月分	11月分	2月分	12月分	3月分
所得	課税	控除	税額																																				
給与収入	給与所得	均等割額																																					
年金収入	雑所得	所得割額																																					
雑所得	雑所得	均等割額																																					
所得	所得	所得割額																																					
所得	所得	均等割額																																					
所得	所得	特別徴収税額																																					
納付額	納付期																																						
9月分	12月分																																						
10月分	1月分																																						
11月分	2月分																																						
12月分	3月分																																						

税控除前所得割額 ④
税額控除額 ⑤
所得割額 ⑥
均等割額 ⑦
税控除前所得割額 ④
税額控除額 ⑤
所得割額 ⑥
均等割額 ⑦
特別徴収税額 ⑧

保育料・副食費試算方法(下記の額を32・33ページの表の階層区分にあてはめてください)

- 「均等割額」のみ記載されている方...Cの額
- 「所得割額」が記載されている方...Bの額
- 配当控除・住宅借入金等控除・寄附金控除等が適用されている方...BにAを加えた額

令和5年4月～令和5年8月分保育料 ⇒ 令和4年度市民税を参照
令和5年9月～令和6年3月分保育料 ⇒ 令和5年度市民税を参照

※保育料は、入園決定後、市が算定し文書でお知らせします。
減免の適用等により試算額と異なる場合があります。



利用調整について

恵庭市内の認可保育所、認定こども園(2号・3号認定こども)の入所において、利用定員を上回る申込があった場合、市が定めた利用調整基準に基づき、入所の優先順位を決定します。

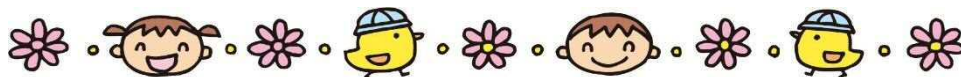
●優先順位の設定方針



優先利用(虐待のおそれがある世帯やひとり親世帯、多子世帯等)の事項を設け、利用調整基準を定めます。具体的な内容は恵庭市認可保育所等利用調整基準のとおりです。

ただし、恵庭市外からの広域入所申込(新規)児童については、利用調整基準の対象外とし、恵庭市内在住(転入予定者を含む)児童の入所決定を優先的にいきます。

●利用調整方法



入所申込書提出締切日までに提出された書類により、保育を必要とする状況を確認し、

「1. 基本点数表」と「2. 調整点数」の合計により「世帯の点数」を決定します。

1. 基本点数表…複数の項目に該当する場合は、より点数の高い項目を使用します。
2. 調整点数 …特に記載があるもの以外は、該当する項目全ての点数を加算して点数を決定します。

同じクラス年齢の中で、「世帯の点数」の高い児童から保育の優先度が高いと判断し、入所施設を決定します。なお、「世帯の点数」が同点の場合は「3. 同点時の優先順位」により順位を決定します。

●前年度からの継続入所児童(恵庭市外からの広域入所児童は除く)の転園(入所日4月1日)について

市が指定する期限までに転園申込があった場合、新規入所申込者よりも先に利用調整を行い、転園(入所)を決定します。

●「障がいのある4歳以上児の受入」(恵庭市独自入所要件)について

本利用調整基準の対象外とし、保育所の受け入れ体制等を考慮して、別に利用調整を行います。



恵庭市認可保育所等利用調整基準

入所日・令和5年1月1日から適用

認可保育所等＝認可保育所、認定こども園(保育園クラス)

児童氏名

1.基本点数表

保育の必要な理由				点数		備考
				父	母	
1 就労	就労時間は、休憩・通勤時間を含む	被雇用者・自営(中心者)	月の就労日数が20日以上	月就労時間数150時間以上	10	10
				月就労時間数120時間以上150時間未満	9	9
				月就労時間数80時間以上120時間未満	8	8
				月就労時間数48時間以上80時間未満	7	7
				月就労時間数150時間以上	9	9
		月の就労日数が16日以上20日未満	月就労時間数120時間以上150時間未満	8	8	
			月就労時間数80時間以上120時間未満	7	7	
			月就労時間数48時間以上80時間未満	6	6	
			月就労時間数150時間以上	8	8	
			月就労時間数120時間以上150時間未満	7	7	
	自営(協力者)・在宅勤務・内職	月の就労日数が20日以上	月就労時間数120時間以上150時間未満	7	7	
			月就労時間数80時間以上120時間未満	6	6	
			月就労時間数48時間以上80時間未満	5	5	
			月就労時間数150時間以上	8	8	
			月就労時間数120時間以上150時間未満	7	7	
		月の就労日数が16日以上20日未満	月就労時間数80時間以上120時間未満	5	5	
			月就労時間数48時間以上80時間未満	4	4	
			月就労時間数150時間以上	6	6	
			月就労時間数120時間以上150時間未満	5	5	
			月就労時間数80時間以上120時間未満	4	4	
月の就労日数が16日未満	月就労時間数80時間以上120時間未満	4	4			
	月就労時間数48時間以上80時間未満	3	3			
	月就労時間数150時間以上	10	10			
	同居親族等は、保育園等に入園していない障がい児も含む	9	9			
	月80時間以上120時間未満	8	8			
4 同居親族等の介護・看護	月150時間以上	月120時間以上150時間未満	8	8		
		月48時間以上80時間未満	7	7		
5 災害復旧	—		10	10		
	—		10	10		
6 求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている		5	5		
	—		8	8		
7 就学	月就学時間120時間以上		8	8		
	月就学時間48時間以上120時間未満		7	7		
8 虐待・DV	虐待のおそれがある		100			
	DVのおそれがある		50			
9 育児休業	認可保育所等に入所中で、当該育児休業の間、引き続き保育が必要		7	7		
	—		1-10	1-10		
10 その他市長が必要と認める	特に必要と認める場合		1-10	1-10		
	—		1-10	1-10		

※保育の必要な理由「障がいのある4歳以上児の受入」…本利用調整基準対象外。保育所等の受け入れ体制等を考慮して、別に利用調整を行う。

2.調整点数

保護者および世帯の状況		点数	備考
1 世帯類型	ひとり親世帯	11	
	ひとり親世帯で祖父母等の同居者がいない家庭	1	
	保護者の一方の点数の決定が困難と認められる事情がある世帯	10	
	障がい者のいる世帯	1	
	生活保護受給世帯	3	
2 就労・保育手段	ひとり親世帯で、かつ就学中	2	
	ひとり親世帯で、かつ求職中	5	
	生計中心者等が保育の必要な事由のうち「求職活動」に該当し、かつ、保護者の就労による自立更生が特に必要であると認められる世帯(ひとり親世帯のうち、離婚直後にある者であって生活の激変を緩和する必要があるなど)	2	
	父母のうちいずれかが単身赴任をしている世帯	1	
	児童と同居の祖父母が65歳未満で児童の保育が可能な世帯	△3	
3 産休育休・兄弟姉妹	産休明け・育休明けによる入所	4	いずれか1つ
	兄弟・姉妹が既に入所している	6	
	産休明け・育休明けで兄弟・姉妹が既に入所している	8	
	被雇用者が、子の1歳6ヵ月までの育児休業期間終了を迎え、育児休業の延長ができない	6	
	兄弟・姉妹と同時入所申込	2	
4 転園	第3子以降の入所申込	1	
	年度当初	1	
	廃止となる保育園から転園	50	
	転居などによる通園困難	2	
	小規模保育事業所等次年度に受け入れクラスがない	20	
5 その他	連携施設等(認可外含む)からの転園	5	
	保育士等資格保有者が恵庭市内の認可保育所等で保育業務に従事	40	
	月労働時間数120時間以上	30	
	月労働時間数48時間以上120時間未満	30	
	保育料を正当な理由なく滞納している	△3	
5 その他	同一認定子ども園において1号から2号認定に変更する	20	
	1～3月に入所し、4月以降も同園の入所の継続を希望する	5	

3「既に入所している」とは、第1希望の認可保育所等に入所児童の兄弟姉妹が支給認定を受けて入所中の場合。認定こども園の場合、兄弟姉妹が1号認定を受けて入所している場合を含む。

4「転園」…事業所内保育事業所の従業員枠を利用中の場合、当該項目は加算せず、新規申込として評点する。

3.同点時の優先順位

同点時は次の表に記載する順に優先する。

順位	項目
1	兄弟・姉妹が既に入所している
2	多子世帯
3	市町村民税非課税世帯
4	市町村民税の所得割額が低い世帯
5	申込児童が障がい児
6	核家族世帯
7	世帯の状況から総合的に判断

よくある質問 Q&A

認定こども園について

Q 認定こども園の教育・保育内容について教えてください

A 3～5 歳児クラスの子どもについては、保育を必要とする2号認定の子ども(保育所の利用対象の子ども)と、それ以外の1号認定の子ども(幼稚園の利用対象の子ども)とが、基本的に同じクラスで教育・保育を受けます。園により異なりますので、詳しい教育・保育内容につきましては、各園にお問い合わせください。

申込みについて

Q 入園しやすい時期を教えてください

A 例年、4月1日の入園日は受入人数が一番多く、希望の園に入れる可能性が高くなります。8月から年度末にかけて、0歳児・1歳児クラスの空きが少なくなる(または無くなる)傾向があります。

Q 入所申込書の希望保育施設数は、多く書いたほうが有利ですか？

A 希望保育施設の数によって、入所の優先度が左右される(有利になる)ことはありません。ただし、希望者の多い(または空きのない)保育施設のみを申込んだ場合、入所できないこととなりますので、通える範囲内で複数の保育施設を書くことをおすすめします。

Q 空きのない保育施設にも申込みできますか？

A 申込みできます。申込時に空きがなくても、転園や退園により新たに空きが生じる場合がありますので、空きの有無にかかわらず希望する保育施設を申込んでください。

Q 求職活動の理由で児童2人以上の入所申込をして、1人だけが入園となった場合、入園できなかった児童の預け先が決まるまで就労を開始しなくても良いですか？

A 1人でも保育園を利用する場合には入園日から求職活動期間が始まりますので、30日以内に就労していただく必要があります。その他、「就労」の事由で入園する場合、2週間程度の「慣らし保育期間」の後には就労していただく必要があります。

(例:「育児休業中」の方は慣らし保育後、仕事復帰。「就労内定」の方は慣らし保育後、就労を開始)

入園後

Q 慣らし保育について教えてください。

A「慣らし保育」とは、入園後お子さんが保育園等での生活に慣れるまでの間、短い保育時間から徐々に保育時間を延ばしていく期間のことです。0・1・2歳児は2週間、3・4・5歳児は1週間程度を予定していますが、お子さんの状況や保育施設等により異なります。保育園内定後、詳しい期間等について園へお問い合わせください。

Q 4月1日に入園する場合、慣らし保育は3月から始められますか？

A 慣らし保育は入園日から開始しますので、原則として3月中に登園し慣らし保育を行うことはできません。詳細については、各保育施設に確認のうえ、ご家族や勤務先との調整をお願いします。場合によってはファミリー・サポート・センター(42・43 ページ)の利用もご検討ください。

保育時間の認定について

Q 保育短時間認定となった場合、8時間を超える利用は可能ですか？

A 保育短時間認定となった場合でも就労時間等の事情がある場合、8時間を超える利用が可能です。ただし、8時間を超える利用については時間外保育料、18時15分以降の利用については延長保育料がかかります。



特別支援保育

心身の障がい、または発達に心配のあるお子さんの保育については集団保育が可能な満3才以上のお子さんの受け入れを実施しています。

また、恵庭市独自の取り組みとして、保護者の就労等の有無を問わず保育を希望する方については「4歳※以上の障がいのある児童の受け入れ」を実施しています。

保育時間は9時～13時（4時間を超えて預けた場合、1時間につき200円の時間外保育料が発生します）

いずれも、入所申込前に市役所「幼児保育課」にご相談ください。

※年齢は令和5年4月1日現在

延長保育、一時保育、地域交流保育

1. 延長保育、時間外保育



保育園・認定こども園を利用する2号・3号認定の子どもで、保護者が就労により通常の保育時間にお迎えできない場合、下記のとおり時間を延長して保育します。

- 利用料金、申請方法などは各園にお問い合わせください。

【恵庭市立すみれ保育園の場合】

- 「延長保育」の時間（月曜日～土曜日）18:15～19:15

延長保育料 1回300円（月の上限額2,500円、保育料階層AとB1世帯は無料）

- 「時間外保育」…保育短時間認定の子どもが8時間を超えて預けた場合、18:15まで

時間外保育料 1時間につき200円

（時間外保育料：上限はありません。利用した分発生します。18:15を超える場合は「延長保育料」もかかります）



2. 一時保育



一時保育は、恵庭市内に居住している方を対象に、一時的にお子さんをお預かりする制度です。保護者の就労や就学、病気、出産、看護、冠婚葬祭、リフレッシュなど、目的に合わせてご利用いただけます。詳細については、市ホームページをご覧ください。

- 対象年齢：満1歳～就学前
- 利用できる日時（月～土曜日）7:15～18:15
- 利用の上限：週3日まで（すべての園での利用をあわせて）

※緊急保育は1ヵ月間に限り上限なく利用可

- 利用料金：満1・2歳児…1日2,200円、3～5歳児…1日1,600円（半日は半額）

※市町村民税非課税世帯と生活保護受給世帯は無料

半日利用で12:15を超えて利用した場合、加算料金がかかります。

- 申込先・実施園… 島松いちい保育園、すみれ保育園、あいおい子ども園、えほんの森

※保育園等の入所が決まった場合は、入所日以降の一時保育は利用できません。

慣らし保育中の一時保育は利用できません。ご注意ください。

（※2号・3号認定を受けて保育園等に入所中の児童は、原則として一時保育は利用できません。）



3. 地域交流保育



子育てのノウハウを蓄積している保育園・認定こども園において、一定時間、親子で保育園等を利用していたとき、子ども同士の触れ合いや育児のアドバイスが得られる「地域交流保育事業」を実施しています。日程等については、「子育て支援サイト・えにわっこなび」や「広報えにわ」でお知らせしています。

休日保育

保護者の就労により、**日曜日・祝日**に保育を必要とするお子さんのために休日保育を行っています。入園日の1ヵ月後から利用が可能で、事前に利用の登録申請と利用日の申込が必要です。

利用できる児童（下記の要件をすべて満たす子ども）

- ・ 恵庭市民で、市内の認可保育所・認定子ども園(保育所部分)に入園している。
- ・ **日曜**や**祝日**に**保護者(両親とも)**が**就労**により**保育が必要と認められる**。
- ・ 令和5年4月1日現在、1歳以上

利用日、利用時間

日曜・祝日 8時～18時
(12月29日～1月3日を除く)

実施保育園

あいおい子ども園
(恵庭市相生町1丁目8-1)

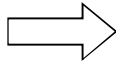
利用定員…1日 10名程度

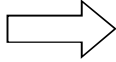
1日あたりの 利用料金	3歳未満児…1,800円、3歳以上児…1,400円 上記年齢は令和5年4月1日現在 ※右の時間帯内での利用は半額 ①8時～13時、②13時～18時 ※生活保護世帯、市民税非課税世帯のひとり親世帯は無料
保育料の納入 方法	1ヶ月分の休日保育料を翌月15日頃に請求(納入通知書を送付)しますので、同月の末日までに金融機関等で納入してください。
昼食・おやつ	昼食…持参、おやつ…提供

利用「登録」	年度単位で事前登録が必要です。 【必要書類】「休日保育利用登録申請書(兼利用者台帳)」 「就労証明書」※ ※保育園入所申請等において提出した証明書の内容に変更がある場合、添付ください。 【提出期限】最初の利用希望月の前月15日まで 【提出先】市役所幼児保育課 ※在籍園を通じて可
利用日「申込」	月単位で利用日の申込が必要です。 【必要書類】「休日保育利用日申込書」 「休日保育用勤務証明書」または、事業所が作成するシフト表等の出勤状況が分かる書類 【提出先等】・あいおい子ども園に提出…前月5日～18日まで ・他園在籍児童が在籍園に提出…前月5日～14日まで ※14日又は18日が日曜日・祝日の場合は、その前日までに提出

- 利用「登録」や利用日「申込」の提出期限に間に合わない事情のある方は、市役所「幼児保育課」にご相談ください。
- 必要書類の様式は各園にあります。また、市のホームページからダウンロードできます。

入園後の各種届出について

- **保育園等を休む、遅れて登園するとき**  前日まで(やむをえない事情がある場合は当日の朝9時30分まで)に園に連絡してください。

- **仕事を辞めた、住所が変わった、婚姻した、離婚した下の子を妊娠した、など世帯の状況が変わったとき**  園を通じて市役所へ届出が必要です。

世帯の状況等に変更が生じた方は、保育料や保育必要量に変更となる場合がありますので、ご利用の園を通じて、**恵庭市役所 幼児保育課**にすみやかに届出ください。
(届出用紙は園にあります。また恵庭市のホームページからダウンロードできます。)

預ける時間(保育必要量:標準時間・短時間)や認定区分(例:2号⇒1号)、世帯税等が月途中で変わった場合、**保育料・保育必要量等は届出を提出した翌月分から変更となります。**月単位の変更の為、月の途中の変更はできません。お早めに変更届等を提出ください。


※基準は1日時点で届出が提出されているかになります。就労証明書の内容により保育必要量(短時間、標準時間)などが変わります。1日までに届出しても就労証明書の勤務開始日が月途中からの場合、翌月から変更となります(1日から勤務⇒1日から変更)(保育必要量とは就労の場合、月48時間以上120時間未満の勤務⇒保育短時間。月120時間以上もしくは1日8時間以上の勤務⇒保育標準時間)(「遅延理由書」を提出していても、「就労証明書」等の証明書類が1日に間に合わない場合は翌月からの変更となります。)

- (例1)求職活動からフルタイムの仕事が決まった。(就労証明書の勤務開始日が5/1からの勤務で月120時間以上の記載がある)
 - ・届出を5/1までに園へ出した⇒5月から変更可能(求職:短時間⇒就労:標準時間)
 - ・届出が5/8に園へ出した⇒翌月6月から変更可能(求職:短時間⇒就労:標準時間)
- (例2)届出は5/1に出したが勤務開始日が月途中の5/10からの場合⇒1日時点では勤務していないため翌月から変更

※ 就労証明書の内容により、いつから該当になるかわかる場合があります。詳しくは幼児保育課へお問い合わせください。

◇届出が必要な場合(例)◇

世帯員の変更 (結婚や離婚、死別、祖父母等と同居または別居する)	変更届 婚姻の場合:お相手の就労証明書等
住所変更(単身赴任等、世帯員の一部を含む)	変更届
仕事を辞めて求職する。	変更届+求職活動申出書
求職していた方が仕事に就く。	変更届+就労証明書
勤務先や勤務地変更、派遣先の変更、就労時間日数の変更、勤務先の追加(ダブルワークの開始)、雇用期間の更新等	変更届+就労証明書
産前8週・産後8週間に入る。(産休に入る)	変更届+母子手帳(写)等
育児休業期間に入る。	変更届+就労証明書+母子手帳(写)等
児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成の受給開始	変更届+児童扶養手当の証書(写) ひとり親医療の証書(写)
児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成の受給廃止	変更届
生活保護受給の開始・廃止	変更届 等
入所児童や家族が、障害者手帳や療育手帳等の交付を受けた・返納した	変更届+手帳等(写) (返納:変更届のみ)
税の申告等により、市町村民税が変更となった	変更届 (申告等の写)

- **保育園、認定こども園を退園するとき**  「**退所届**」を園を通じて市役所へ提出ください。
遑つての退所はできません、お早めに届出ください。
退所日によっては日割り保育料になります。

保護者都合の他、保育園・認定こども園を退園しなければならない事由は下記のとおりです。

- * 保育を必要とする事由が消滅していると認められるとき
- * 届出や正当な理由がなく、長期に欠席した場合
- * 恵庭市外に転出したとき(利用を継続できる場合もあります) ※P27(注意2)参照
- * 伝染病または、悪性の疾患を持っていると認められるとき
- * 心身が虚弱で集団による保育ができないと認められるとき
- * 他の児童に著しい悪影響を及ぼすと認められるとき

入園前の各種届出について

入園前に保育を必要とする事由や世帯の状況等、住所変更など変更があった場合は市役所へ届出ください。

(例)入園前に仕事が決まった

- 4/1入園の場合 3月中に就労証明書が発行され、届出は入園前3月中に出した⇒入園当初4月から変更
- 4月1日以降に就労証明書が発行され、届出は入園後の4月中に出した⇒翌月5月から変更

就労証明書の内容により保育必要量(短時間、標準時間)などが変わります。まずはお問い合わせください。

恵庭市ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業とは・・・



《子育ての援助を受けたい方》と
《子育ての援助を行いたい方》が
会員となり、子どもの育ち・子育てを
地域の人で支え合う仕組みです

会員登録は無料

お気軽にご相談下さい

● 事業の利用の際に、会員登録が必要です

※会員登録のみも可能です

→ 登録の際は、事前に登録日時の予約をお願いします

登録場所：ファミリー・サポート・センター事務局、自宅訪問 等

→ 対面にて事業説明（30分～1時間）をいたします（対面が難しい場合は相談下さい）

● 援助の内容

「基本の預かり」（日常的 / 元気な時）

「病児・病気回復期の預かり」 等

詳しくは、裏面をご覧ください

● 援助時間・利用料

「基本の預かり」

受付	援助時間・曜日		利用料	
援助前日 17時まで	7時～21時	月～金（平日）	600円 / 1時間	※ 援助前日 17時以降や 当日の依頼 ：100円増/1時間
		土・日 祝日・年末年始	700円 / 1時間	

「病児・病気回復期の預かり」

受付	援助時間・曜日		利用料
援助前日 20時まで ----- 援助当日 6時30分以降	7時30分 ～ 18時	月～土 (日・祝日は不可)	<ul style="list-style-type: none"> ・5時間まで：600円 × 時間 ・5～9時間：一律3,000円 ・9時間以上：3,000円 + 別途料金

「援助を受けたい」こんなとき！

保育施設、学童クラブ、学校の開始前、終了後に子どもを預かってもらいたい時（送迎は応相談）

子どもが病気や回復期で、保育施設や学校に通うことが出来ない時
（預かり場所は、基本は援助希望者の自宅）

仕事等で、子どもの習い事の送迎が出来ない時

交通の遅れや残業等、保育施設等へ緊急のお迎えをお願いしたい時

子ども同伴が難しい外出の時、保護者が通院したい時、美容院に行きたい時、他のきょうだいの行事に参加したい時

出張や入院等、子どもの宿泊援助をお願いしたい時

自分の時間をもちたい時
睡眠をとりたい時

子どもに対する援助であれば、その他対応可能な援助内容もありますので、事務局にご相談下さい

- ※ 恵庭市に在住・勤務のある方が対象
- ※ 援助を受ける子どもは、0才～小学校6年生まで

「援助を行いたい」どうやって？

興味のある方は事務局までご連絡下さい！！

有償のボランティア活動です

お仕事をされている方もOK
…出来る時に、出来る援助で活動頂いています

自身の子どもが未就学の方でもOK
…出来る範囲での活動や、子どもが少し大きくなってからの活動も可能です

- ※ 援助活動には、所定の講習会の受講・終了が必要です（年2回ほど事務局主催で開催）
- ※ 恵庭市に在住の方（病児預かりは、市外も可）
- ※ 性別問わず、心身ともに健康な成人の方

<恵庭市委託事業> 恵庭市ファミリー・サポート・センター事業

事務局

運営：特定非営利活動法人 ワークスコープ
電話：0123-29-6031（Fax：0123-29-6036）
住所：〒061-1432 恵庭市恵央町 14-4 もりのいえ

開設時間

：平日 8時45分～17時15分
（土・日・祝日・年末年始を除く）



青い屋根の一軒家です

子育て支援センター

子育て支援センターは市内に6か所あり、乳幼児期の子育て家庭や妊婦さんが気兼ねなく集まり交流できる場所です。子どもは同年代の友達と遊ぶことができ、親も子育て仲間と出会えます。常駐するスタッフが、子育ての悩みや心配なことなどの相談に対応していますので、いつでも気軽に遊びに来てください♪

● はくよう ☎33-0037 柏陽町3-24-1	● めぐみの ☎37-6020 恵み野北3-1-1
● しままつ ☎080-8297-5101 島松寿町2-24-3	● こがね ☎080-8296-1308 黄金南5-11-1
● かしわ ☎080-8292-2709 大町1-5-7	● えにわ ☎080-8295-6547 緑町2-1-1

事業内容	日時	内容	備考
育児相談（全）	・毎週月～金 ※祝日を除く ・9:00～17:00	電話やファックスまたは来所による相談	随時
絵本、紙芝居の貸し出し（全）	・祝日を除く ・9:00～17:00 ・直接センターへお越しください	絵本・紙芝居の貸し出し	
サンデーパパ（えにわ）	・毎月2回日曜日 ・10:00～11:30 13:00～15:30	お父さんもお母さんも、ご家族一緒に楽しめるひろばです。	申込不要 就学前の親子対象
のびのびGO！（しままつ）	・月1回火曜日（全8回） ・9:00～12:00	戸外の遊びやバス遠足などお子さんと一緒にお出かけします。	申し込み（定員あり） 就学前の親子・家族対象 ※詳しくは問い合わせください
リラックス・リフレッシュ・リラママ！（しままつ）	・毎月1回金曜日 ・10:00～11:30	子育てに忙しいお父さん・お母さんのための、日頃の疲れを癒したり、気分転換ができる時間	申し込み（定員あり） 就学前の親子 ※詳しくは問い合わせください
ちびっこアスレチック（めぐみの）	・毎月2回金曜日 ・10:00～11:30	大型遊具で思い切り身体を動かして遊べます。	申込不要 就学前の親子対象
HAPPY・マッピー・リフレッシュ（こがね）	・毎月1回金曜日 ・10:00～11:30	お母さんのリフレッシュタイム	申し込み（定員あり） 就学前の親子 ※詳しくは問い合わせください
もりcafé（かしわ）	・毎月1回水曜日 ・10:00～11:30	親子や地域の人たちとのティータイムを通して世代間交流	申し込み（定員あり） 就学前の親子、地域の方 ※詳しくは問い合わせください
スマイルサンデー（えにわ）	・月1回日曜日（全4回） ・10:00～11:30	ご夫婦やお友達などペアでできるツボ押しやマッサージが体験できます。	申し込み（定員あり） 就学前の親子 ※詳しくは問い合わせください
子育てセミナー（はくよう）	・毎月1回水曜日 ・10:00～11:30	子育てに役立つ情報や知識が学べます	申し込み（定員あり） 就学前の親子 ※詳しくは問い合わせください
親子であそぼう（はくよう）	・毎月1回水曜日 ・10:00～11:30	季節の製作などを通して、親子で一緒に楽しめます	申し込み（定員あり） 就学前の親子 ※詳しくは問い合わせください
誕生会（はくよう・しままつ・えにわ）	・毎月1回、各センターで開催 ・9:30～11:30（ひろば終了後）	お子さんのお誕生日をお祝いしましょう。	申し込み必要 就学前の親子 ※詳しくは問い合わせください
その他	子育てに関する相談や情報提供、子育てひろばなどの各種事業を実施しています。		

※子育てひろば、イベントなど、子育て支援センター通信を配布しています。ホームページでも確認できます。



子育て情報はこちら！

ココねっと えにわ

母子保健コーディネーターや
保健師、栄養士、歯科衛生士が
妊娠・出産・育児をサポートします。



恵庭市子育て世代包括支援センターCoconet えにわ

(えにわっこ応援センター内)

開設時間：月～金 8：45～17：15（土日、祝日及び年末年始を除く）

直通電話：070-1382-5700



子育てガイドブック えにわっこ

子育てに関わる行政サービスや、市内の子育て施設等について掲載しています。
持ち運びに便利な A5 サイズ♪
ぜひあなたの子育てライフに活用ください!!

【配布場所】市役所子ども政策課(20番窓口)／支所・出張所／各子育て支援センター

※えにわっこは市ホームページからPDF版でご覧いただけます！



発行日 2023年5月



恵庭市 子ども未来部 幼児保育課

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地



TEL 0123-33-3131 (内線1233、1235)

FAX 0123-33-3137

